

平成27年度

大学設置等に係る事務担当者説明会

資 料

高等教育局

高等教育企画課大学設置室

私学部私学行政課法人係

平成27年12月21日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

議 事 次 第

➤ 開 会(13:30)

➤ 挨 拶

➤ 議 事

I	大学の設置認可制度等に関する留意点	1
II	事務相談, PR・学生募集について	21
III	「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」 (平成28年度改訂版) 主な変更点	27
IV	平成27年度審査の観点	43
V	学部等の設置届出等について	65
VI	設置計画履行状況等調査について	77
	(休 憩)	
VII	学校法人の寄附行為(変更)認可申請にあたっての留意点等	83
VIII	<配付資料> 管理栄養士学校指定規則の一部を 改正する省令について	109
IX	質疑応答	

➤ 閉 会(15:50)

I 大学の設置認可制度等に関する留意点

1 設置認可に係る審査スケジュールの改正について

(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成18年文部科学省令第12号)の改正) ※平成26年10月1日施行, 平成28年度開設予定案件から適用

改正の趣旨

大学又は高等専門学校を設置の認可について、審査の充実及び申請者の補正申請等に係る事務処理期間の確保のため、審査期間を延長する。また、大学又は高等専門学校を設置、学部等の設置及び大学における通信教育の開設の認可について、学生募集をより円滑に実施しやすくなるよう認可時期の早期化を図る。

※「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則等の一部を改正する省令等について(通知)」(平成26年2月3日付け高等教育局長通知)参照

(1) 審査期間の延長について

大学又は高等専門学校を設置(以下、「大学等の設置」という。)の認可について、これまで7か月間であった標準審査期間を10か月間に延長。

(2) 認可時期の早期化について

大学等の設置、学部等の設置及び大学における通信教育の開設の認可(以下、「学部等の設置等」という。)について、これまで10月末であった認可の時期を、8月末に変更。

(3) 上記(1)及び(2)を踏まえた申請時期の変更について

大学等の設置については、これまで開設前々年度の3月末であった申請時期を、開設前々年度の10月末に変更。

学部の設置等については、これまで開設前年度の5月末であった申請時期を、開設前々年度の3月末に変更。

	改正前(H27 開設案件まで)		改正後(H28 開設案件から)
大学等の設置の認可	申請: 開設前々年度の3月末 認可: 開設前年度の10月末		申請: 開設前々年度の10月末 認可: 開設前年度の8月末
学部の設置等の認可	申請: 開設前々年度の5月末 認可: 開設前年度の10月末		申請: 開設前々年度の3月末 認可: 開設前年度の8月末

(参考) 今後の具体的な申請時期及び認可時期

平成29年度開設予定学部等・・・平成28年3月末申請・平成28年8月末認可

※書類受付日は平成28年3月15日(火)～23日(水)(16日(水)及び土日除く)

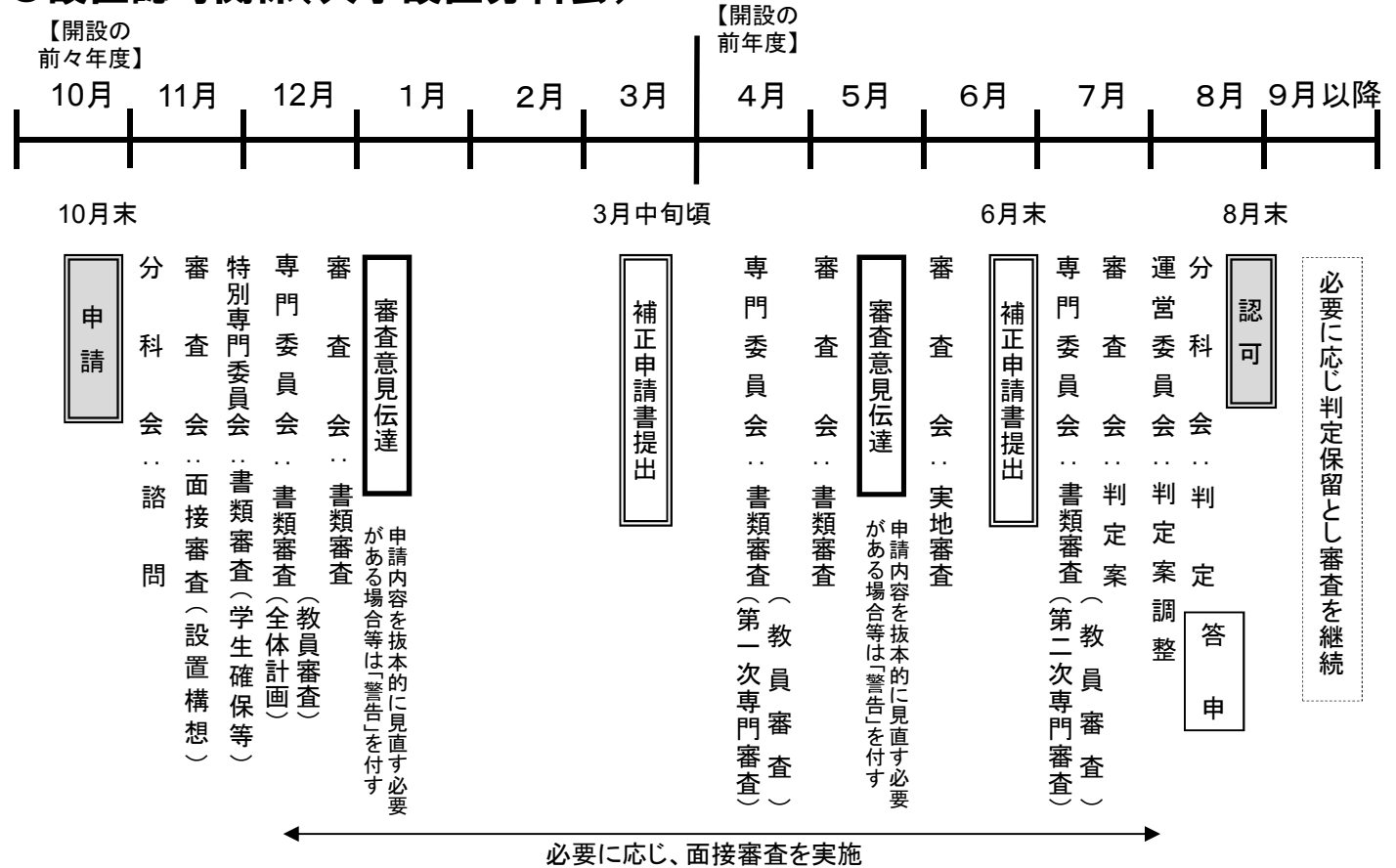
平成30年度開設予定大学等・・・平成28年10月末申請・平成29年8月末認可

※書類受付日は平成28年10月25日(火)～28日(金)

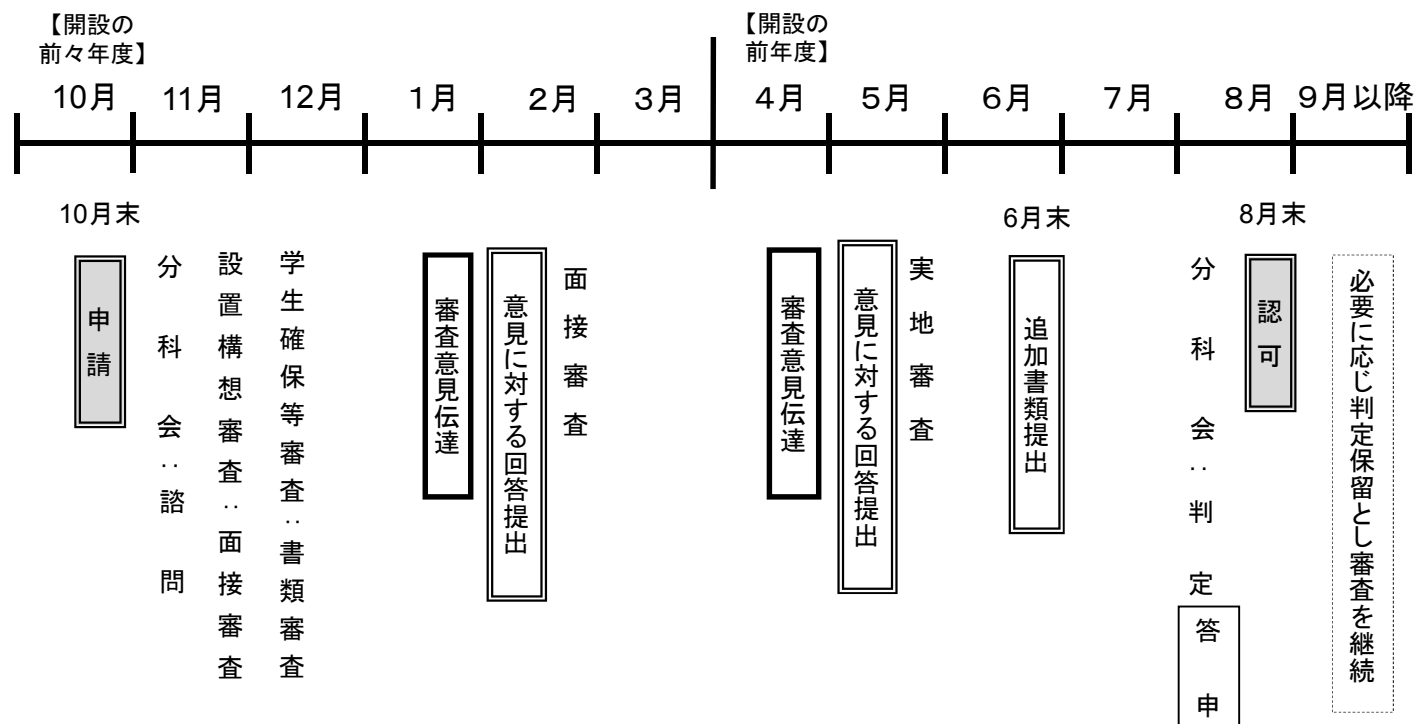
審査スケジュール

— 大学新設の場合 —

○設置認可関係(大学設置分科会)



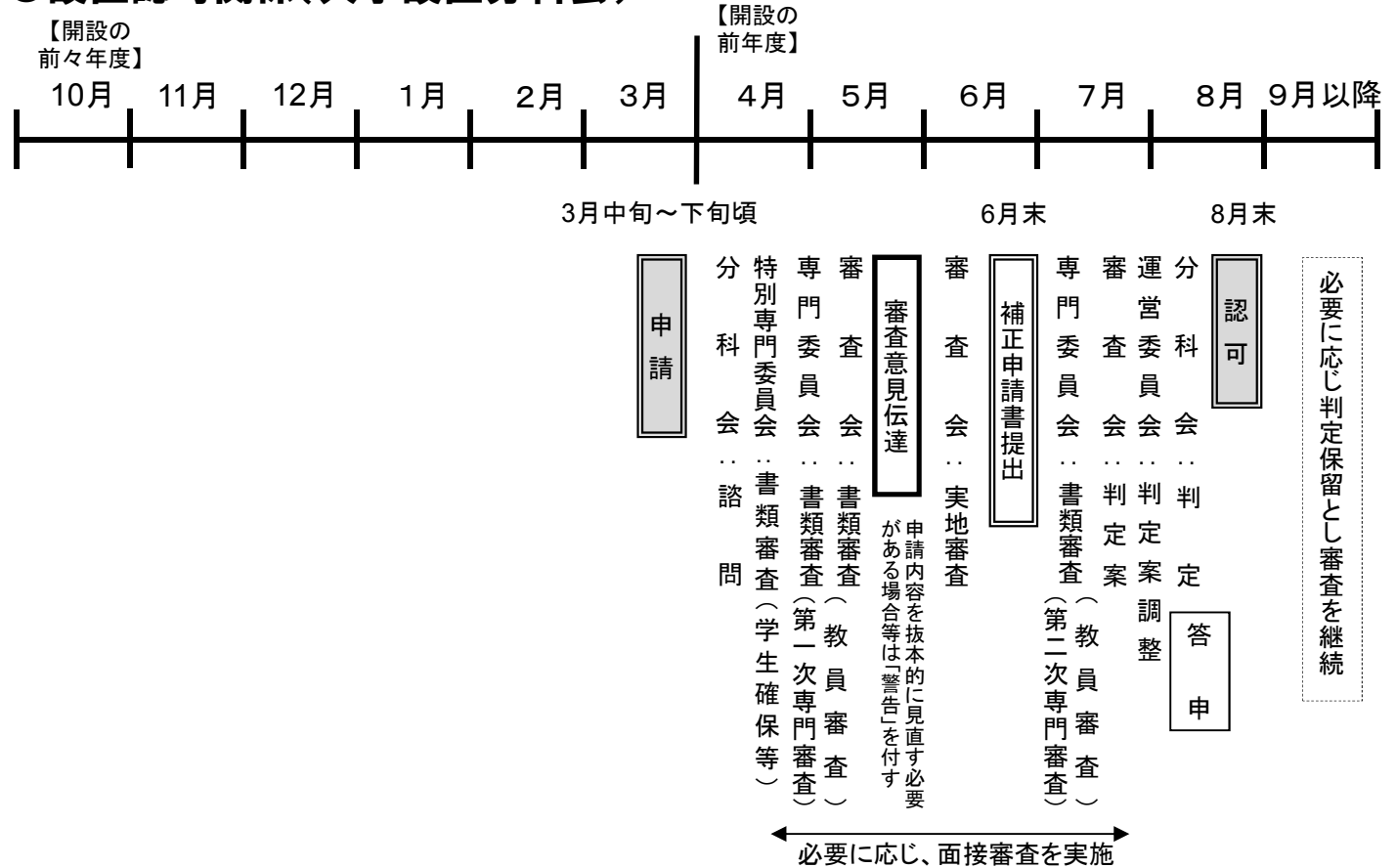
○設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)



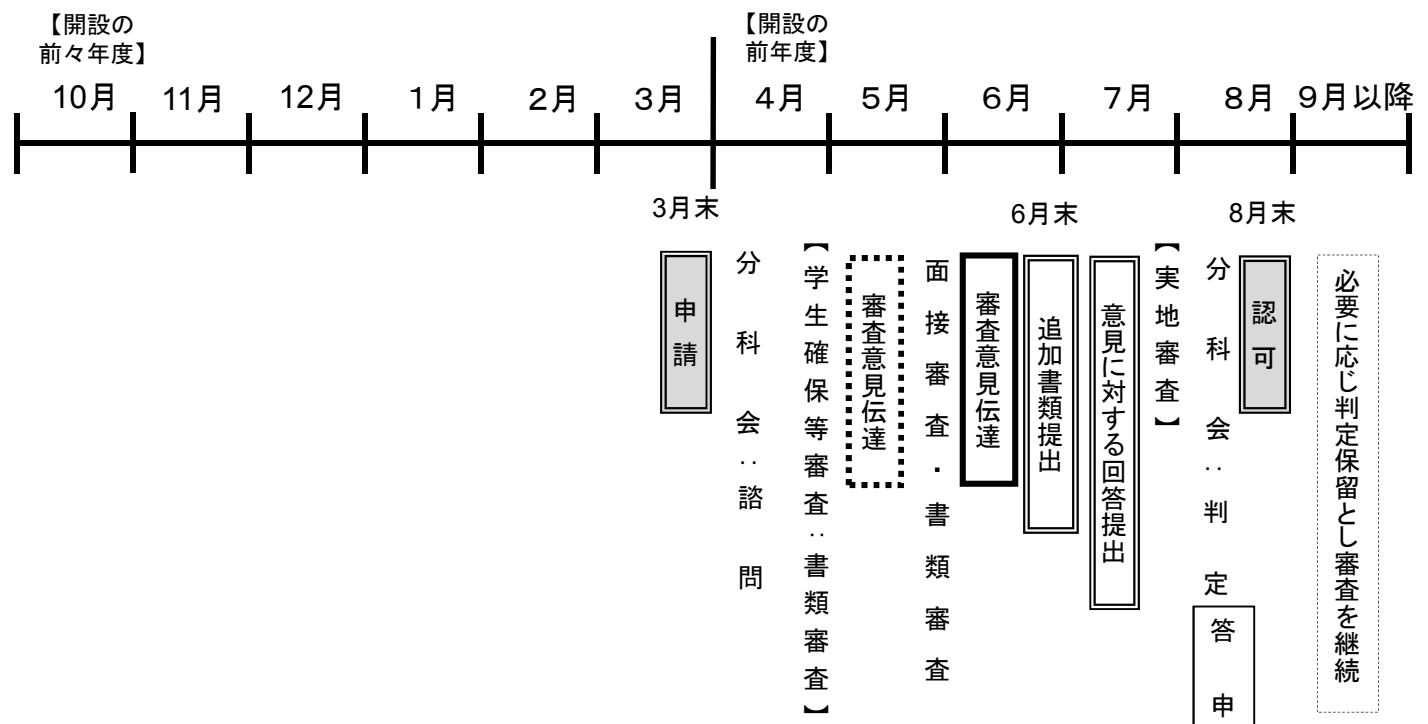
審査スケジュール

— 学部等新設の場合 —

○設置認可関係(大学設置分科会)

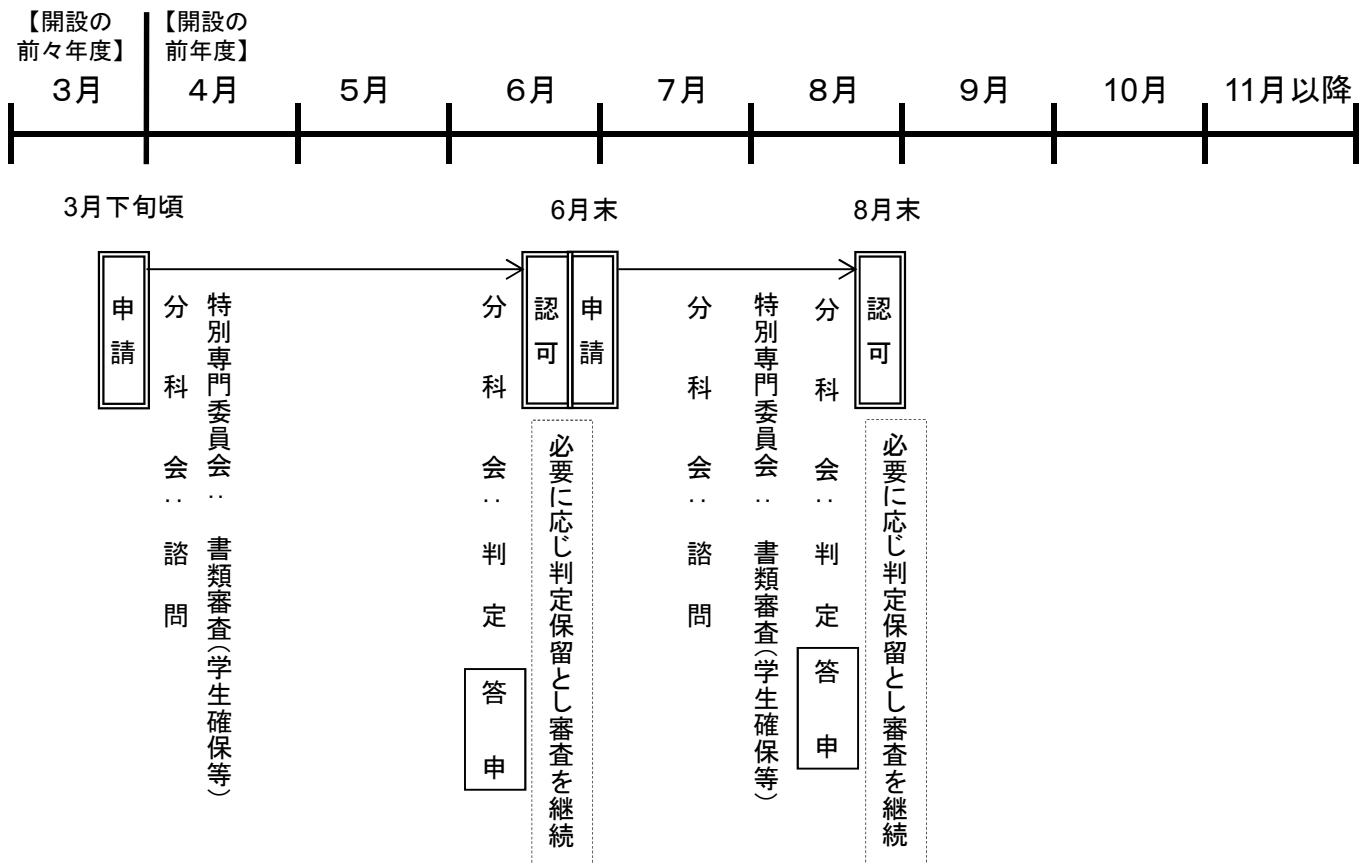


○設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)



審査スケジュール

— 収容定員増認可の場合(大学設置分科会) —



2 学生の確保の見通し等に関する書類の明確化について

(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成 18 年文部科学省令第 12 号)の改正) ※平成 26 年 3 月 1 日施行, 平成 27 年度開設案件から適用

改正の趣旨

学生の確保の見通しについて, 認可申請又は届出のどちらの手続であっても説明が求められることを申請予定者又は届出予定者に認識していただくため, 認可申請及び届出に係る手続を定める省令に明記し, 位置付けを明確化する。また, それに併せて関連する提出書類の内容を変更し, 書類上の取扱いを明確化する。

※「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則等の一部を改正する省令等について(通知)」参照

(1) 法令上の改正内容

認可及び届出の提出書類等について定める「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」(平成 18 年文部科学省令第 12 号)を, 以下のとおり変更する。

	改正前	改正後
大学等の設置 (第 2 条, 第 3 条, 第 6 条)	設置の趣旨等を記載した書類	設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類
収容定員変更 (第 7 条)	学則変更の趣旨等を記載した書類	学則変更の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類

(2) 省令改正に伴う提出書類上の取扱いの変更

従前は「設置(学則変更)の趣旨等を記載した書類」の 1 項目として学生の確保の見通し等について説明を求めていたが, 上記の省令改正を踏まえ, 学生の確保の見通し等の観点について提出書類上明確化を図る。

具体的には, 当該箇所を「学生の確保の見通し等を記載した書類」として独立させ, 別の書類として取り扱う。

＜「手引き」における学生の確保の見通し等に関する記載箇所＞

平成 25 年度改訂版まで	平成 26 年度改訂版から
「設置の趣旨等を記載した書類」 イ 学生確保の見通しと社会的な人材需要 (学部の場合)	「学生の確保の見通し等を記載した書類」 ※「設置の趣旨等を記載した書類」とは別の書類として取り扱う

(3) 上記書類の提出が必要な案件

- 大学新設案件
- 学部等新設案件（認可申請及び届出）
- 収容定員変更案件（認可申請及び届出）

(4) 留意点

- 学生の確保の見通し等については従前から説明を求めていた事項であり、今回の改正は新たな説明を求める趣旨の改正ではない（新設する書類の内容も、基本的に昨年度の内容を踏襲している）。
- 従前と同じく、認可申請案件について説明が不十分である場合、認可の基準を満たさないものとして、認可されないことがある。

よくある質問

Q 学生確保や人材需要の見通しは、どのような説明をすればいいのか。

A 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しと、社会的、地域的な人材需要の動向を踏まえたものであることが明確になるよう、客観的なデータを用いて説明してください。具体的な説明方法については、各申請者・届出者において御検討ください。

Q 「客観的なデータ」とは具体的にどのようなものか。

A <学生の確保の見通しの客観的根拠となるデータの例>

- ・受験対象者等へのアンケート調査
- ・公的機関等による地域の人口動態調査等の各種統計調査
- ・当該分野の入学志願動向
- ・同分野を有する近隣大学への志願動向調査
- ・（収容定員を変更する場合）収容定員を変更する学部等の入学志願状況 等

<社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的根拠となるデータの例>

- ・各種統計調査
- ・企業・関係機関等への採用意向調査 等

Q アンケート調査は必ず実施しなければならないのか。

A アンケート調査は必須ではありません。求められているのは「客観的なデータ」に基づく説明であり、「客観的なデータ」とは、アンケート調査に限定する趣旨ではありません。

Q 「学生の確保の見通しに関する審査の主な観点」に、「調査結果に客観性が担保されているか」という項目があるが、客観性が担保できれば、申請者・届出者自らが調査の実施主体となっても問題ないか。

A 客観性が担保されていれば、申請者・届出者自らが実施主体となっても構いません。

Q アンケート調査を実施する場合、どのような設問を記載すべきか。

A アンケート調査の設問内容については、単なる意識調査にとどまらず、入学の意思を明確に確認できる設問であることが必要です。なお、具体的な設問の内容については、調査結果を基にどのような分析をされたいかによって異なるものと思われますので、各申請者・届出者において御検討ください。

【参考】

○学生確保の見通し等の審査について

（「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）の改正）※平成 25 年 3 月 1 日施行、平成 26 年度開設案件から適用

改正の趣旨

大学がその教育研究上の目的を達成し、安定的・継続的な教育研究活動を行う上で、学生確保の見通しがあることや、教育研究目的が人材の需要の動向等社会的要請を踏まえたものであることが重要であることから、認可の基準上これを明確化する観点から改正。

※「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部改を改正する告示の施行について（通知）」（平成 25 年 2 月 28 日付け高等教育局長通知）参照

3 届出設置制度の改正について

（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成 15 年文部科学省告示第 39 号）の改正）

※平成 26 年 4 月 1 日施行，平成 27 年度開設案件から適用

改正の趣旨

学位の種類及び分野の変更を伴わない範囲において，大学の自主的・自律的な組織編制を可能とするという届出設置制度の趣旨に鑑み，同制度を適切に運用するとともに，大学の教育研究の質を担保するため，目的養成分野の取扱い及び学際領域の取扱いについて改正。

※「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則等の一部を改正する省令等について（通知）」参照

(1) 目的養成分野の取扱いについて（学位の分野の改正）

学位・学科の分野のうち保健衛生学関係について，保健衛生学関係（看護学関係），保健衛生学関係（リハビリテーション関係），保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）に改正。（第 1 条別表第 1，第 2 条別表第二関係）

改正前	改正後
保健衛生学関係	保健衛生学関係（看護学関係），保健衛生学関係（リハビリテーション関係），保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係以外）

○改正の内容

これまで，看護学科をすでに設置している大学が新たにリハビリテーション学科を設ける場合は同じ「保健衛生学関係」の学位の分野であるとして届出による設置が可能であったが，今回の上記改正によって異なる分野となることから，設置認可申請が必要となる。

＜必要な手続の例＞

	既設学科	新設学科	届出設置の可否
例 1	看護学科	リハビリテーション学科	不可
例 2	口腔保健学科	看護学科	不可
例 3	看護学科	口腔保健学科	不可
例 4	理学療法学科	作業療法学科	可

※学位の分野に変更がないかどうかは，既設及び新設学科等の教育課程等の内容から総合的に判断されますので，実際の手続にあたっては，必要に応じて設置審の事前相談に諮ってください。

○改正に関する留意事項

- ① 保健衛生学関係（看護学関係）については、保健師、助産師、看護師の養成を行うものが含まれる。保健衛生学関係（リハビリテーション関係）については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の養成を行うものが含まれる。
- ② 学科ごとの必要専任教員数を算出するための規定（大学設置基準別表第1等）については改正せず、従前どおりの取扱いとなる。

<大学設置基準別表第1の適用例>

学科	適用される「学部の種類」
看護学科	保健衛生学関係(看護学関係)
リハビリテーション学科	保健衛生学関係(看護学関係を除く。)
口腔保健学科	

※大学等の設置認可申請においても、正しい分野名の記載をお願いします。

<例:教育課程等の概要(別記様式第2号(その2の1)の場合)>

別記様式第2号(その2の1)

(用紙 日本工業規格A4縦型)

教 育 課 程 等 の 概 要														
(〇〇学部〇〇学科等)														
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
〇〇科目														
	小計(科目)	—												
△△科目														
	小計(科目)	—												
□□科目														
	小計(科目)	—												
△△科目														
	小計(科目)	—												
合計(科目)														
学位又は称号		学位又は学科の分野												
卒業要件及び履修方法						授業期間等								
						1学年の学期区分							期	
						1学期の授業期間							週	
						1時限の授業時間							分	

学位又は学科の分野	
-----------	--

上記の欄に、旧分野名である「保健衛生学関係」と記入している例が散見されます。必ず「保健衛生学(看護学関係)」、「保健衛生学関係(リハビリテーション関係)」又は「保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係以外)」と記入してください。

(2) 学際領域の取扱いについて

学位・学科の分野が学際領域等別表に掲げる分野の区分により難しい場合に、設置等又は開設の前後において学位・学科の分野の変更を伴わないものとして取り扱うこととするものについて、既設の学部等の廃止を伴い、かつ、新設学部等に必要とされる教員数の半数以上が既設学部等に所属していた教員で占められる等、実質的な組織の変更を伴わない場合に限定。

○改正の内容

これまで、複数の学位の分野の要素が含まれている学科等は、その程度に関わらず「学際領域」として位置付け、既存学科等にはない学位の分野が含まれている場合であっても、新設学科等の必要専任教員数の半数以上が既設学科等からの異動であること（教員の1／2ルール）を条件に届出設置を認めてきたが、今回の改正後は、以下のとおり取り扱うこととなる。

- ① 構成分野が複数に跨るが、主となる分野が存在する場合は、他の分野の要素があっても、主となる分野の学位を授与するものとして取り扱う。

〈例〉 経済学科（学位の分野：経済学関係）を既に設置している大学が新たに観光ビジネス学科（要素として含まれる学位の分野：経済学関係、社会学関係）を設置する場合、観光ビジネス学科の教育課程等を踏まえ、経済学関係が「主となる分野」とであると判定された場合に限り、届出設置を認める。

※「主となる分野」の判定は事務的にはできませんので、必要に応じて設置審の事前相談に諮ってください。

- ② 学科を構成する学位の分野が複数存在し、それぞれの分野の学位を授与するものとして適当と認められる場合は、大学全体として授与する学位の分野が増えない場合に限り届出設置を認める。

〈例〉 新設する観光ビジネス学科（要素として含まれる学位の分野：経済学関係、社会学関係）の教育課程等の内容から、経済学関係と社会学関係が主従の関係になく両立しうるものであって、それぞれの学位を授与するものとして適当と認められる場合は、大学全体として既に経済学関係と社会学関係の学位を授与している場合に限り届出設置を認める。

※複数の分野の関係性については事務的に判断できませんので、必要に応じて設置審の事前相談に諮ってください。

- ③ 構成分野が特定できないような「学際」分野については、基本的には認可申請とする。他方、学科から学部への改組転換等、教員組織等に実質的な変更を伴わない組織再編については、以下の条件のもとで届出設置を認める。

(a) 既存組織を基に新設組織を設置する計画であり、既存組織を廃止する計画であること。

(b) 新設組織の必要専任教員数の半数以上が既存組織に所属していた教員から移行するものであること。

〈例〉 「教養学科」や「リベラルアーツ学科」など、複数の学位の分野の要素は含まれているものの、いずれの分野も学位として授与できるほど明確ではなく、主となる分野も特定できない場合は、届出設置は認められず、認可申請が必要となる（要素として含まれる全ての学位の分野を、すでに大学全体として授与している場合であっても、届出設置は認められない）。

ただし、既設学科としてある「人文学部教養学科」を、教員組織等を実質的な変更を伴わずに「教養学部教養学科」に改組するような場合は、既設の人文学部教養学科を廃止し、かつ新設する教養学部教養学科の必要専任教員数の半数以上が人文学部教養学科から移行することを条件に、届出設置を認める。

※実質的な変更を伴わない組織再編かどうかについては事務的に判断できませんので、必要に応じて設置審の事前相談に諮ってください。

4 審査プロセスの見直しについて

設置構想審査、及び学生確保等に関する実施について

見直しの趣旨

設置計画全体が社会的要請等を反映し、現実性が十分に認められるものであることを確認するため、教育課程や教員等の審査に入る前に、理事長（予定者）及び学長予定者から設置の理念を含む設置構想全体について説明を求める面接審査を実施する。

また、上記認可基準の改正に伴い、学生確保の見通しや社会的要請等が現実的なものであるか十分に確認するため、当該事項に特化した専門委員会による書面審査を実施する。

○ 設置構想審査

(1) 審査体制

大学設置分科会と学校法人分科会の両分科会合同

(2) 審査対象

大学新設案件

(3) 審査時期

11 月

(4) 審査方法

理事長（予定者）及び学長予定者に対して、設置計画等について質疑（面接審査）。あわせて、原則として地域に対する社会貢献の観点から関係自治体に対してヒアリングを実施。

※関係する自治体（可能であれば複数）に対し、あらかじめ、設置構想に関する意見聴取を行うよう努めてください。

(5) 関係資料

「設置構想の概要」（手引き pp.165～166 参照）

○ 学生確保等に関する審査

(1) 審査体制

大学設置分科会と学校法人分科会の両分科会合同

(2) 審査対象

大学新設案件、学部等新設案件及び収容定員増案件

(3) 審査方法

申請者が提出した資料に基づき書面により審査。

(4) 関係資料

「学生の確保の見通し等を記載した書類」（手引き pp.106～108）

5 公正な設置認可審査の実施について（不認可期間の設定）

(1) 設置認可をしない場合

- 認可の申請又は届出において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年以内で相当と認める期間を経過していない者
- 設置計画の履行の状況が著しく不相当と認められる大学等を設置する者

○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準

（平成15年文部科学省告示第45号）

第2条 文部科学大臣は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（以下この条において「大学等」という。）に関する法第四条第一項の認可の申請を審査する場合において、認可申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする。

- 一 大学等に関する法第4条第1項の認可の申請又は同条第2項の届出において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年以内で相当と認める期間を経過していない者
- 二 （略）
- 三 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）第13条に規定する設置計画の履行の状況が著しく不相当と認められる大学等を設置する者

(2) 認可の申請又は届出において、偽りその他不正の行為があった者

- 文部科学省への提出書類（大学の設置認可申請書、届出書、審査過程で提出された書類）の虚偽記載又は重要な事実の記載の欠如。

○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の運用

（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則等の制定について（平成18年4月18日通知））

第2条第1号（認可申請書又は届出書類における不正）の運用方針

① 「偽りその他不正の行為があった者」について

過去の認可申請（認可、不認可、申請の取り下げの別は問わない）又は届出において、虚偽の記載や不正な働きかけがあった者が対象となる。典型的な類型は以下のとおりである。

i) 文部科学省への提出書類（大学の設置認可申請書、届出書、審査過程で提出された書類）の虚偽記載又は重要な事実の記載の欠如

（例）教員の業績等の水増し、実施予定のない取組の記載、架空の寄付金の計上

ii) 面接審査・実地審査時における不正の行為

（例）虚偽・重大な事実を欠く陳述、校舎・設備等の偽装、広報資料における申請書類と著しく整合性を欠く内容の記載

iii) その他

（例）法令に抵触又はその疑義がある事実の隠蔽、学内手続に係る不正

(3) 設置計画の履行の状況が著しく不相当と認められる場合

○教員組織の整備状況，授業科目の開設状況，校舎等の施設及び設備の整備状況について履行の状況が著しく不相当と認められる場合。

○大学，大学院，短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の運用

（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則等の制定について（平成 18 年 4 月 18 日通知））

第 2 条第 3 号（設置計画の履行の状況が著しく不相当と認められる場合）の運用方針

② 「履行の状況が著しく不相当と認められる」場合について

・・・「履行の状況が著しく不相当と認められる」典型的な類型としては，以下のとおりである。これらを目安として，大学設置・学校法人審議会の専門的な意見を踏まえ，「著しく不相当」か否かを判定する。

i) 教員組織の整備状況

- ・ 教員の未就任等により，当該年度において段階整備の告示に定める「教員数に占める割合」を充足しない場合
- ・ 教員の未就任等が相当数に上り，主要授業科目の多数を兼任教員が担当する等，教育課程の円滑な実施に支障が生ずると認められる場合

ii) 授業科目の開設状況

以下のような事由により，教育課程の体系的な履修に支障が生じていると認められる場合

- ・ 授業科目の配当年次の大幅な変更
- ・ 多数の授業科目内容の変更
- ・ 主要授業科目の未開講

iii) 校舎等の施設及び設備の整備状況

- ・ 整備計画の遅延により，段階整備の告示に定める「校舎等に占める割合」を充足しない場合
- ・ 開設する授業科目に必要な教室（講義室，演習室，実験・実習室等）が備わっていない等，教育研究活動の円滑な実施に重大な支障が生ずると認められる場合

申請書等に重大な不正な記載が発見された場合，それが意図的なものであるかどうかにかかわらず，審査中止等の対応を行うこととなります。

※教員本人が作成した個人調書の内容に（意図的でない）不正な記載が発見された場合であっても，同様の対応となることがあります。

申請書等の作成・提出に当たっては，記載内容を十分に精査していただくようお願いいたします。

【注意！】

看護師等養成に係る指定申請における 就任予定教員の「二重申請」について

看護師養成等を目的とする学部等を設置する場合、学部等の設置認可申請を大学設置室に提出するとともに、医学教育課に対して看護師学校等の指定申請書を提出する必要があります。

「指定申請書」は、既設の看護系学部等においても教育課程等について変更が生じる場合は変更承認申請書を提出する必要がありますが、近年、新たに看護系の学部等を設置しようとする大学の指定申請書と、既に看護系の学部等を設置している既設の大学の変更承認申請書に、同一の教員の氏名が記載されている事案が散見されています。

指定申請は看護師養成等を目的とする学部等設置認可申請と表裏一体の関係にあることから、事情によっては、当該学部等設置認可申請について「当該大学に就任する意思がないにもかかわらず、就任予定であるかのように装い、虚偽の就任承諾書を提出した」とみなし、虚偽申請として取り扱う場合があります。

そのため、就任予定の教員（特に、他大学等から移籍する教員）に対しては就任の意思があることを必ず確認し、二重申請の状態が生ずることのないようにしてください。

6 設置認可申請書類等の大学設置室 HP への掲載について

趣旨

学生等の消費者保護を図るとともに、より透明な設置認可行政を実現するという観点から、大学の設置認可等に係る書類の公開を行う。

(1) 根拠法令

「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（平成 18 年文部科学省令第 12 号）第 12 条

（認可等の公表）

第 12 条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可（次条及び第十四条において単に「認可」という。）をした場合又は届出があった場合には、速やかに、その旨、名称、位置、当該認可の申請又は届出の際に提出された基本計画書（別記様式第二号）、校地校舎等の図面、学則、大学の設置等の趣旨等（大学等の設置者の変更にあつては、変更の事由及び時期）を記載した書類及び教員名簿（別記様式第三号。年齢及び月額基本給を除く。）並びに次条に規定する事項その他必要な事項（大学等の廃止の認可をした場合又は届出があった場合にあつては、その旨、名称、位置及び次条に規定する事項その他必要な事項）をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(2) 公表の方法

大学設置室 HP（<http://www.dsecchi.mext.go.jp/>）にて公表

（認可又は届出後、下記(4)の書類の PDF ファイルを作成し、大学設置室宛てに送付。）

(3) 公表の対象区分

- ①大学又は高等専門学校の設置
- ②大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科の設置
- ③大学の大学院の設置、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
- ④高等専門学校の学科の設置
- ⑤大学における通信教育の開設
- ⑥私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更
- ⑦大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、大学の大学院若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科の設置者の変更
- ⑧大学の学部、大学の大学院、大学院の研究科又は短期大学の学科の廃止

(4) 提出していただきたい電子ファイル

①基本計画書（別記様式第2号）

- ア 基本計画書
- イ 教育課程等の概要
- ウ 授業科目の概要

②校地校舎等の図面

※「校地校舎等の図面」のうち校舎内等の図面については、保安上の観点から必ずしも提出は求めない（その場合、手引き pp.249～250 の「著作権者の許諾が得られない書類等について」に沿って、当該書類が容易に分かる書類を作成し差し替えること）。

③学則

※申請書類に全文を添付した場合であっても、当該申請に関係のない部分（他学部等に係る部分）を省略して PDF 化することは可能。

④大学の設置等の趣旨等を記載した書類

（設置者の変更にあつては、変更の事由及び時期を記載した書類）

※実習先から得た承諾書については、内容が一覧できる表に差し替えて提出（申請時にそのような表を作成し添付している場合は、当該表のみの提出で可）。

※校舎内等の図面が含まれている場合は、上記②と同様に扱うこと。

※著作権者の許諾が得られない資料、HP を引用してきた資料等についても、校舎内等の図面と同様に、当該書類が容易に分かる書類を作成し差し替えること。

⑤学生の確保の見通し等を記載した書類

※著作権者の許諾が得られない資料、HP を引用してきた資料等が含まれている場合は、上記④と同様に扱うこと。

⑥教員名簿（別記様式第3号）

- ア 学長の氏名等
- イ 教員の氏名等
- ウ 専任教員の年齢構成・学位保有状況

※ア及びイについては、年齢及び月額基本給の記載を削除し空欄とすること。

※設置認可申請で補正申請を行った場合は、PDF 化に際してア及びイに記載の調書番号を振り直すことも可。ただし、その場合は「授業科目の概要」等、調書番号が記載されている他の書類についても漏れなく修正し、書類間で不整合が生じることのないようにすること。

(5) 提出期限について

平成 29 年度開設予定案件（日付はいずれも平成 28 年度）

手続の種類		電子ファイル提出期限
大学新設（8月末認可）		9月14日（水）
学部等設置（8月末認可）		
通信教育の開設（8月末認可）		
収容定員増	（6月認可）	7月14日（木）
	（8月認可）	9月14日（水）

収容定員変更（届出）	届出をした日から2週間後まで
設置者変更	認可日から2週間後まで
学部等設置，通信教育の開設（届出）	
（届出時期）	
4月22日（金）～ 4月28日（木）	7月15日（金）
5月25日（水）～ 5月31日（火）	8月19日（金）
6月24日（金）～ 6月30日（木）	9月16日（金）
7月25日（月）～ 7月29日（金）	10月14日（金）
9月26日（月）～ 9月30日（金）	12月16日（金）
10月25日（火）～ 10月31日（月）	1月13日（金）
11月24日（木）～ 11月30日（水）	2月17日（金）
12月20日（火）～ 12月27日（火）	3月17日（金）
学部等廃止の届出	届出日から2週間後まで

(6) 留意事項

- 原則として，申請時（当初申請後に補正申請を行った場合は，補正申請時）又は届出時に提出した書類と同じ内容のものを提出してください。
- 認可申請書又は届出書のうち上記(4)に掲げる書類については，認可又は届出後に公表されることを前提として作成してください（「※」で注記した点を除く）。不明な点がある場合は，必ず申請又は届出を行う前に大学設置室にお問合せください。
※毎年，認可又は届出後に「この書類は都合上削除したいが問題ないか」という問合せをされる申請者等が散見されますが，認可又は届出後の御相談には応じられませんので，御留意ください。

<Memo>

II 事務相談，PR・学生募集について

事務相談について

※「手引き」pp.6～10参照

1 相談日予約

- ・希望日※1の2週間前※2の週の月曜日※3の10:00から電話にて予約を受け付けます。

※1 「手引き」p.10の事務相談予約可能日を参照

(ただし、日程は変更があり得ます。最新の日程は文部科学省のHPにて確認してください)

※2 一部相談日は3週間前

※3 月曜日が休日の場合は翌営業日

2 相談表等送付

- ・相談表及び相談用資料を相談日の3日前(土日祝日除く)までに各2部郵送にて送付ください。
- ・相談表裏面には、ご相談・ご質問事項を具体的にご記入ください。なお、「全般的に問題は無いか」といった抽象的なご相談はご遠慮ください。

3 相談日当日

- ・来省人数は4名までとしてください。なお、事務方だけでなく、申請内容に関わっている中心となる教員等構想を十分に把握されている方も必ず来省するようにしてください。
- ・来省されましたら、ご予約の時間まで文部科学省4階の来庁者控室でお待ちください。相談時間になりましたら、控室備付けの電話にて大学設置室(内線2486)に御連絡の上、14階の大学設置相談室にお越しください。

優先相談期間の新設

- ・ 平成28年2月23日(火)から3月4日(金)の間は、「平成29年度開設予定の学部等の設置認可申請」及び「平成29年度からの私立大学の収容定員に係る学則変更認可申請(3月末申請分)」に係る案件の優先相談期間とします。期間中は、これら以外の案件に係る相談はできませんので、あらかじめ御了承ください。

※相談の取扱い(予約方法や事前の資料送付、相談当日の流れ等)は通常の事務相談と同様です。また、通常の事務相談と同様に、相談は任意です。

※通常の事務相談と同様に、全般的な書類の不備等のチェックを求めることは御遠慮ください。

※上記以外の案件(届出設置や6月末申請の収容定員に係る学則変更認可申請等)に関する優先相談期間は設けておりませんので、あらかじめ御了承ください。

※来年度の取扱い(優先相談期間の設定の有無)については未定です。

同一案件に係る予約数の制限について

- ・ 相談希望者間の公平性の観点から、重複予約や予約後のキャンセルを防止するため、予約した相談日を過ぎるまでは同一案件に関する新たな相談予約は受け付けないこととします。

【取扱いの例】

1月18日(月)に2月1日(月)を相談日として、「文学部新設」に関する相談の予約を行った場合、2月1日を過ぎるまでは「文学部新設」に関する新たな相談予約は行えない。なお、2月1日以前であっても、同一大学の別案件(例えば「経済学部新設」等)については予約可能。

認可又は届出前の PR活動及び学生募集について

※「手引き」pp.3～5参照

➤ PR活動

認可又は届出前に説明会，HP，新聞等により「構想中」「認可申請中」「届出書類提出中」等である旨の広報を行うことは可能。ただし，構想中・認可申請中等であること，募集人員等は予定であり変更があり得る旨を大きく明確にすること。

➤ 学生募集(募集要項の配布，出願受付等)及びそれに類する行為(指定校推薦の調整等)

- ・認可申請の場合は，認可後から可能
- ・届出設置の場合は，原則届出後60日経過後から可能

※届出後60日以内に法令に基づく措置命令の可能性があるため
(それ以前に文部科学省ホームページに公表した場合を除く)

※大学設置分科会の運営委員会への事前相談で届出で設置が可能とされたものは，届出後から募集活動可能

➤ 学生募集等に係る留意点

- 学生募集は、例年、文部科学省から発出している「大学入学者 選抜実施要項」に従って実施してください。なお、「大学入学者選抜実施要項」、「大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱」の詳細及び入試の実施方法等について不明な点等がある場合は、文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室にお問合せください。
- 設置認可され、又は届出後60日を経過した大学・学部等でセンター試験の利用を希望する場合は、「大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱」に基づき、定められた期限までに手続を行う必要があります。なお、期限までに手続が行われなかった場合には、大学入試センター試験を利用することができませんので、必ず上記の大綱を確認してください。

※上記について、法人内及び学内に必ず周知すること。

認可申請中における適切なPR活動の例

〇〇大学××学部(仮称) 平成29年度設置予定

- ・募集人員50人
(推薦方式10人, AO方式10人, 一般方式30人)
- ・平成28年9月募集開始予定

※設置認可申請中

※上記の内容は予定であり, 変更する場合があります

● 適切な例のポイント

- ①「設置認可申請中」の文字が大きく明確に記載されている
- ②「予定であり, 変更があり得る」旨が大きく明確に記載されている

※下記のような場合, 不適切なものとなる

- ✓ 「設置認可申請中」の文字が小さい
→受験生等に対して設置が決定したと誤解を与えるおそれがあるので, 大きく明確に記載すること。
- ✓ 「予定であり, 変更があり得る」旨の記載がない
→上記と同様に, 受験生に対して誤解を与えるおそれがあるので, 必ず大きく明確に記載すること。
- ✓ 募集開始時期が認可前となっている
→認可されるまで学生募集及びそれに類する行為は一切行えない。

Ⅲ 「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」（平成 28 年度改訂版） 主な変更点

1 来省による相談（事務相談）における優先相談期間の設定について（p.6, 10）

平成 28 年 2 月 23 日(火)から 3 月 4 日(金)の間は、「平成 29 年度開設予定の学部等の設置認可申請」及び「平成 29 年度からの私立大学の収容定員に係る学則変更認可申請（3 月末申請分）」に係る案件の優先相談期間とする。

※相談の取扱い（予約方法や事前の資料送付、相談当日の流れ等）は通常の事務相談と同様。また、通常の事務相談と同様に、相談は任意である。

※通常の事務相談と同様に、全般的な書類の不備等のチェックは行わない。

※上記以外の案件（届出設置や 6 月末申請の収容定員に係る学則変更認可申請等）に関する優先相談期間は設けない。

※来年度の取扱いについては未定。

2 事前相談の結果伝達期間について（p.13, p.218, 219）

受付期間の表に、これまで大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会の開催予定日を記載していたが、事前相談の結果を伝達する期間に変更。

※具体的な結果伝達期間については、決まり次第文部科学省の HP にてお知らせする予定です。

（文部科学省 HP 事前相談について）

トップ > 教育 > 大学・大学院，専門教育 > 大学の設置認可制度 > 各種手続
> 運営委員会への事前相談の手続について

※事前相談の結果については、上記の結果伝達期間内にメールでお知らせする予定です。期間を過ぎても連絡がない場合は、大学設置室までお問合せください。それ以外の場合では、結果や伝達予定日についてお問合せいただいてもお答えできませんので、お問い合わせは御遠慮ください。

3 「設置認可申請等・収容定員申請等の書類作成・記入要領」について

(1) 提出書類に関する変更

① 「学生の確保の見通し等を記載した書類」の写しの提出は不要とする（p.19, 20）

② 教員個人調書の写し（調書）については、専任教員のみ提出とする。（p.20, 125）

※正本には、兼担・兼任教員にも必要とされている書類は添付してください。

(2) 「基本計画書」について

① 「新設学部等の概要」の「備考」の欄について、従前は収容定員に係る認可申請の場合は記入不要としていたが、別途届出により設置する学部等がある場合は「平成〇年〇月届出予定」又は「平成〇年〇月届出済」と記入するよう改める。（p.32, 33）

② 「教員組織の概要」の「備考欄」について、設置認可申請において、当該申請に

係る学部等の開設年度に届出により開設する学部等がある場合は、「平成〇年〇月届出予定」又は「平成〇年〇月届出済」と記入するよう新たに明示。(p.36)

(3) 授業科目の概要について (p.73)

研究科等において研究指導を授業科目として設定しない場合は、「授業科目の名称」の欄に「(研究指導)」と記入し、その内容を記載するよう新たに明記。

(4) 2以上の校地において教育研究を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況について (p.80)

収容定員に係る学則変更の場合は、学科ごとに教員を職位順に並べ、学科等ごとに通し番号を割り当てるよう新たに明記。

(5) 校地校舎等の図面について (p.81)

「校舎の平面図」について、申請等に係る学部等又は研究科等と他の学部等又は研究科等で共用する部分がある場合は、専用部分及び共用部分が明確になるよう色で塗り分けるよう新たに明記。

(6) 学生の確保の見通し等を記載した書類

- ① 学生募集停止に伴い収容定員を変更する場合は、「学生募集を停止するものであるため該当なし」と記載することとした。(p.106)
- ② 既設学部等の定員未充足(0.7倍未満)に関する説明について、通信教育課程においても説明を求めることを明示。(p.106)

(7) 入学定員超過の状況について (p.150)

4年制大学及び6年制大学においては、備考欄に大学全体の収容定員数を記載するよう追加。

(8) 判定カードについて

別表の専門委員会の構成する専攻分野について、保健衛生学専門委員会の専攻分野を以下のとおり変更。(p.156)

【変更前】

【変更後】

「小児看護学・母性看護学・助産学」→「小児看護学」,「母性看護学・助産学」
「老人看護学・在宅看護学・地域看護学」→「老年看護学」,「在宅看護学・地域看護学」

(9) 設置構想審査に係る資料について (p.165)

15部提出するよう改めて明記するとともに、地方公共団体の担当者の連絡先が分かる書類を提出するよう記載。

(10) 参考資料「認可申請時等のチェックリスト」について (p.167～p.175)

- ① 従前、認可申請書の受付時に書類不備を指摘される例が頻発していることから、

書類提出前に確認していただきたい点をまとめたチェックリストを掲載していたが、さらに届出におけるチェックリストを追加。

- ② 各チェックリストに「重要」として手引きの「I 一般的注意事項」を必ず確認するよう明記。

※申請時に提出を求めるものではないが、不備のない書類を作成すべく参考にされたい。

4 事前相談書類作成・記入要領について

- (1) これまで、事前相談結果については会議開催予定日の1週間後までに連絡するとしていたところ、結果伝達期間を具体的に明示するよう変更。(p.218, 219) (再掲)
- (2) 教育課程等の概要の作成対象として、「設置する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等」に該当する「全ての学科等」としていたところ、「任意の1学科等」に変更。(p.221)
- (3) 授業科目の概要について、事前相談書類提出時までに兼任・兼任教員の配置が決まっていない場合は教員名を記入する必要なしとしていたところ、教員名に代わって「兼任・兼任教員（担当者未定）」と記入することに変更 (p.221)
- (4) 教員名簿について、「月額基本給」及び「申請に係る大学等の職務に従事する週当たりの平均日数」の欄は記入不要とした。(p.221)
- (5) 組織の移行表について、「変更の事由」の欄に『学部の設置（認可又は届出）』などと記載するよう新たに明記。(p.222)

4 大学の設置手続きに関してよくある質問について

Q82 に入試制度全般に関する項目を追加。(p.284)

※ 上記のほかにも細かな修正・追記箇所(説明の充実など)がありますので、書類作成に当たっては、本手引きの記載内容をよくご確認ください。

「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」（平成 28 年度改訂版）（冊子版）

正誤表

各学校法人等に 1 冊ずつ送付した「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」（平成 28 年度改訂版）（冊子版）の記載内容に一部誤り等がありましたので、下記のとおり訂正します。

なお、文部科学省ホームページに掲載中の「PDF 版」については、下記の点は全て修正済みです。

ページ等	誤	正 (下線部が訂正箇所)
p.5 <学生募集等にかかる 留意点>	○ 学生募集は、「大学入学者選抜実施要項」に従って実施してください。 なお、「大学入学者選抜実施要項」の詳細及び入試の実施方法等について不明な点等がある場合は、文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室にお問い合わせください。	○ 学生募集は、 <u>例年、文部科学省から発出している「大学入学者選抜実施要項」に従って実施してください。</u> なお、「大学入学者選抜実施要項」，「 <u>大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱</u> 」の詳細及び入試の実施方法等について不明な点等がある場合は、文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室にお問い合わせください。 ○ <u>設置認可され、又は届出後 60 日を経過した大学・学部等でセンター試験の利用を希望する場合は、「大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱」に基づき、定められた期限までに手続きを行う必要があります。</u> なお、 <u>期限までに手続きが行われなかった場合には、大学入試センター試験を利用することができませんので、必ず上記の大綱を確認してください。</u>
p.8 8 行目	・入学者選抜（入試制度）に関する こと	・入学者選抜（入試制度）， <u>大学入試センター試験の利用</u> に関すること
p.10 事務相談予約可能日 3 行目 優先相談日	H28.2.24～3.4	H28.2. <u>23</u> ～3.4
p.89 ⑧入学者選抜の概要	【学校教育法第 90 条，学校教育法施行規則第 150 条～第 151 条，大学設置基準第 2 条の 2，第 31 条，短期	【学校教育法第 90 条，学校教育法施行規則第 150 条～第 151 条，大学設置基準第 2 条の 2，第 31 条，短期

	大学設置基準第 2 条の 2, 第 17 条, 大学入学者選抜実施要項】	大学設置基準第 2 条の 2, 第 17 条, 大学入学者選抜実施要項, <u>大学入学 者選抜に係る大学入試センター試験 実施大綱】</u>
--	---	--

※上記のほか、微細な修正（平仄合わせ等）をしております。

【参考】認可申請時等のチェックリスト

○大学等の設置認可申請

大学等の設置認可申請における書類に関する主な事項を記載しておりますので、申請書等作成の際に適宜御参照ください。なお、以下の各項目以外にも必要な記載事項等がありますので、実際の申請に当たっては本書本文の記載を必ず御確認ください。

☒ は、内容的には重要であるが、受付時ではなく、審査において適否が判断される項目

確認事項① 提出物

- ☐ 正本
- ☐ 抜刷(2部)
- ☐ 正本と抜刷のファイルが別色になっているか
- ☐ 入学定員超過の状況
- ☐ 判定カード
- ☐ 審査対象教員一覧
- ☐ 専任教員一覧(大学院の場合のみ)
- ☐ 設置構想の概要(15部)(大学新設の場合のみ)
- ☐ 自治体担当者連絡先(大学新設の場合のみ)

確認事項② 正本・抜刷の構成

正本 抜刷

- ☐ ☐ 表紙・背表紙
 - ☐ 作成例に沿って作成されているか。申請日は適切か。
 - ☐ 表紙の内容が全て盛り込まれているか。
- ☐ ☐ インデックス
 - ☐ 項目ごとにインデックスシールが貼られているか。番号抜けはないか。
 - ☐ 目次の番号と整合しているか
 - ☐ 番号抜けはないか(特に抜刷。「意思決定書類」がない分、「設置趣旨」以降の番号が正本と異なる)
- ☐ ☐ ページ番号
 - ☐ 項目ごとにページ番号が振られているか。
- ☐ ☒ 必要書類
 - ☐ 申請書(正本のみ)
 - ☐ 目次
 - ☐ 基本計画書
 - ☐ 教育課程等の概要
 - ☐ 授業科目の概要
 - ☐ シラバス
 - ☐ 2校地以上の場合における校地ごとの状況(該当する場合のみ)
 - ☐ 2校地以上の場合における教員勤務状況(該当する場合のみ)
 - ☐ 校地校舎の図面
 - ☐ 学則
 - ☐ 教授会規程
 - ☒ 意思決定書類(正本のみ)
 - ☐ 設置の趣旨等を記載した書類
 - ☐ 学生の確保の見通し等を記載した書類
 - ☐ 教育委員会等との調整内容を確認する書類(教職大学院のみ)
 - ☐ 教員名簿(学長)
 - ☐ 個人調書(学長)(履歴書、業績書、担当予定授業科目、就任承諾書、印鑑登録証明書)
 - ☐ 教員名簿(教員) ※「担当予定授業科目」は、授業を担当する場合のみ
 - ☐ 専任教員年齢構成・学位保有状況
 - ☒ 個人調書(教員)(正本のみ)
 - ☐ 薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類(臨床目的の薬学関係学部・学科のみ)
 - ☐ 教職大学院に係る連携協力校等の概要等を記載した書類(教職大学院のみ)
 - ☐ 通信方法実施方法説明書・規程(通信教育課程の場合のみ)

確認事項③ 各書類の記載内容

全般

☐ 正本・抜刷の各書類は両面印刷となっているか。

申請書

☐ 省令に沿って作成されているか。

基本計画書

- ☐ 「計画の区分」は適切か。
- ☐ 大学等の英文名称が記載されているか。大学院の場合「〇〇大学大学院」と記載しその英文名称も記載されているか。
- ☐ 入学定員・収容定員の記載方法は適切か。(コースに定員を設定するのは原則不可)
- ☐ 学位は学部の場合は学科, 研究科の場合は専攻, 短期大学の場合は学科ごとに定められているか。
- ☐ 昼夜開講制の場合で, コース制を敷くものについては, それぞれの定員を設けているか。
- ☐ 編入学定員を設定している場合, 受け入れ年度が記載されているか。
- ☐ 「同一設置者内における変更状況」は, 手引きのとおり分かりやすく記載されているか。
- ☐ 定員振替を行う部分について下線が引かれているか。
- ☐ 専任教員数を満たしているか。(既設学科等を含む。)
- ☒ (完成年度の専任教員数が, 開設年度の専任教員数より少なくなっていないか)
- ☐ 校舎敷地, 運動場用地, その他の区分は明確になっているか。(空地は校舎敷地, 駐車場はその他に算入すること。)
- ☐ 校地及び校舎に借用地がある場合, 備考欄に借用面積及び借用期間を記載しているか。
- ☐ 「体育館以外のスポーツ施設の概要」に「運動場」は記載されていないか。
- ☐ 通信教育課程を併設している場合, 入学定員等を通学課程と分けて記載しているか。
- ☐ 空欄のままとなっている箇所はないか(該当ない場合は「ー」又は「該当なし」と記入する)
- ☐ 「組織の移行表」は正しく記載されているか
- ☐ 学科等ごとの入学定員, 編入学定員, 収容定員が記載されているか。
- ☐ (収定変更の学年進行中であっても, 収容定員は完成年度の数値を記載)
- ☐ 申請学部等の設置予定年度に変更がある学科等について, 変更事由の記載があるか。
- ☐ 大学, 大学院, 短大等ごとの合計数が記載されているか。

教育課程等の概要

- ☒ (配当年度は適切に記載されているか。(順序性が考慮されているか))
- ☒ (共通科目, 専門基礎科目, 専門応用科目等が体系的に整理されているか)
- ☒ (授業科目は, 必修, 選択, 自由の別に整理されているか(選択必修科目は選択科目として記入すること)
- ☒ (大学としてふさわしい一般教養科目が適切に配置されているか(資格関連科目のみとなっていないか))
- ☒ (主要な科目には, 専任の教授又は准教授が配置されているか。)
- ☒ (実習系の科目には, 複数の専任教員, 若しくは助手が配置されているか)
- ☐ 備考欄に「集中」「オムニバス」等, 特別的教育方法についての説明があるか。指定された事項以外を備考欄に記載していないか。
- ☒ (学位又は称号の名称は適切か)
- ☐ 学位又は学科の分野の表記は適切か。
- ☐ 学位又は学科の分野として, いたずらに複数の分野が羅列されていないか。
- ☐ 卒業要件単位は適切か。科目登録の上限を定めているか(定めている場合, その記載はあるか)。
- ☐ 卒業要件及び履修方法について, 具体的に記載しているか(読んで意味がわかるようになっているか)。
- ☐ 2以上の校地で教育を行う場合, 校地ごとの教育課程等の概要が添付されているか。
- ☐ 大学院の場合, 基礎となる学部等の教育課程等の概要が添付されているか。また, 正しい様式か。
- ☐ (M設置の場合は基礎となる学部学科, D設置の場合は基礎となる修士課程・学部学科のもの)

授業科目の概要

- ☐ 講義等の内容の記載が統一されているか。教員審査に支障が生じかねないものとなっていないか。
- ☐ オムニバス方式等の場合に, 当該授業科目の概要とともに, 教員ごとの氏名, 調書番号, 担当する回数及び内容が記載されているか。
- ☐ オムニバスや共同実施の場合, 備考に説明があるか。
- ☐ 大学院の研究指導科目の場合, 各教員ごとの内容が記載されているか。

シラバス

- ☐ 表紙(目次)はあるか。
- ☐ 学部の場合, 専任教員1人1科目ずつシラバスが添付されているか。
- ☐ 大学院の場合, 全ての科目についてシラバスが添付されているか。
- ☐ 教科書, 参考文献, 成績評価方法が記載されているか。

校地・校舎の図面（学部、研究科等で必須要件が異なるので要注意、各設置基準を見ながら確認すること）

- ☐ 都道府県内における位置関係の図面、最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面が添付されているか。
- ☐ 校舎、運動場等の配置図が添付されているか。専用・共用部分が示されているか。校地・校舎面積が記載され、校地面積に算入している部分が分かるように示されているか。
- ☐ 校舎の平面図において、それぞれの部屋毎に面積が記載され、専用・共用ごとに色分けされているか。
- ☐ 学長室は整備されているか。
- ☐ 会議室は整備されているか。
- ☐ 事務室は整備されているか。
- ☐ 研究室は整備されているか。
- ☐ 教室（講義室、演習室、実験・実習室等）は整備されているか。
- ☒ 教室は必要な種類と数を備えているか。
- ☐ 図書館は整備されており、かつ十分なものか。
- ☐ 医務室は整備されているか。
- ☐ 学生自習室は整備されており、かつ十分なものか。
- ☐ 学生控室は整備されており、かつ十分なものか。
- ☐ 体育館は整備されているか。
- ☐ 通信教育課程の場合、適切な施設設備を有しているか。
- ☐ 校舎等を建築中若しくはこれから建築する場合、工程表が添付されているか。

意思決定書類

- ☐ 原本証明はされているか。
- ☐ 複数枚にわたる場合、袋とじにして割印が押されているか。
- ☐ 既設学科等の廃止又は定員変更を伴う場合、それを了承する旨の議事録があるか。

設置の趣旨等を記載した書類

- ☐ 目次はあるか。また、各項のページ数の記載はあるか。
- ☐ 記載すべき大項目が記載されているか。
- ☒ （人材養成目的を記載しているか）
- ☒ （既存の専門学校、短期大学等との違いが明確になっているか）
- ☒ （実習計画の説明が詳細になされているか）
- ☐ 看護学関係の学科等については、実習計画の追加説明が記載されているか。
- ☐ 添付資料にも目次、インデックスが付されているか。
- ☐ 履修モデルが添付されているか。
- ☐ 時間割（担当教員・利用する教室等が記載された）等の添付があるか。
- ☐ 実習施設一覧と実習先の受入承諾書は添付されているか。

学生の確保の見通し等を記載した書類

- ☐ 手引きで記載している全ての項目について記載されているか。
- ☒ （学生確保の見通しについて、客観的な分析ができているか）
- ☐ 資料は添付されているか。また、目次、インデックスは付されているか。

教員名簿〔教員の氏名等〕

- ☐ 教員の就任年月日と科目の開講年度に齟齬はないか。
- ☐ 科目開設時（担当科目の配当年次）と就任年月に齟齬がないか。
- ☐ 旧姓等の通称名を使用している場合は、（ ）書きで本名が併記されているか。
- ☐ 定年を超えて雇用する教員に「(高)」が付されているか。
- ☒ （教員の年齢構成が過度に高くなっていないか）
- ☒ （学位の名称の記載は適切か。（H3.6.30まで「〇〇学士」、H3.7.1から「学士（〇〇）」）
- ☐ オムニバス科目の場合、科目名の後に「※」が付されており、担当単位数が割られているか。
- ☒ （担当科目数、担当単位数、年間開講数は適切か）
- ☐ 異動元が大学等の場合、当該大学等は完成年度を迎えているか。
- ☐ 就任後、別の業務に従事する場合、「現職」欄が二段書きになっているか。
- ☐ 教員の過当たり勤務日数は、授業日のみを記載していないか。（当該大学に専任教員として勤務する日数を記載する）
- ☒ （教員の月額基本給、過当たり勤務日数は適切か）

専任教員年齢構成・学位保有状況

- ☐ 完成年度前に定年延長を行う教員がいる場合、その一覧が添付されているか。

教員個人調書

- ☐ 全ての専任教員について、必要書類が添付されているか。また、自署氏名及び押印(証明書と同一)はあるか。
(履歴書、業績書、担当予定授業科目、就任承諾書、(就任同意書)、印鑑登録証明書)
- ☐ 研究業績等に関する事項において、研究業績とは言えないものの記載がないか。
- ☐ 未公表の論文等が記載されていないか。
- ☐ 担当予定授業科目の「講義等の内容」は、「授業科目の概要」と同一の内容となっているか。
- ☐ 教員就任承諾書の記載が、教員名簿と齟齬がないか。

通信教育説明資料(通信教育課程の場合のみ)

- ☐ 高度メディアを利用した通信教育課程の場合、本人確認の方法等に関する説明があるか。

入学定員超過の状況

- ☐ 定員超過率が、大学の場合学部単位、短期大学の場合学科単位での記載があるか。
- ☐ 定員超過率が基準を超えている学部(短期大学は学科)はないか。

判定カード

- ☐ 教員名簿の氏名と一致しているか。
- ☐ 専攻分野が正しい分類で記載されているか。
- ☐ 1枚の判定カードに記載されている科目は4科目以内か。
- ☐ 大学院の教員審査の場合、研究指導科目についての判定カードは、別葉で作成しているか。
- ☐ 前判定がある場合、適切に記載しているか(ない場合は「なし」と記載)。
- ☐ 教員審査の省略がある場合、省略される授業科目と前判定の授業科目に整合性があるか。
- ☐ 1枚の判定カードに複数の教員を記載していないか。
- ☐ 1名の教員について複数の専門委員会に付す場合、別葉で作成しているか。
- ☐ 右下の番号が適切に記載されているか(分母は総枚数)。

審査対象教員一覧

- ☐ 教員名簿の氏名と一致しているか。
- ☐ 外国の学位を有している者は、ホワイトリストに関する情報(大学のHPの写しなど)が添付されているか。

専任教員一覧(大学院のみ)

- ☐ 教員名簿の氏名と一致しているか。
- ☐ 研究領域が適切に記載してあるか(教員個人の専門分野ではなく、専攻としての研究領域を記載)。

設置構想の概要(大学新設の場合のみ)

- ☐ 片面印刷・左上ホチキス留めとなっているか。
- ☐ 添付資料も含めて5枚以内となっているか。
- ☐ ページ番号は付されているか。

【重要】 申請又は届出前に、「Ⅰ 一般的注意事項」(本書p.1～p.5)を必ずご確認ください。

(一般的注意事項の例)

- ・認可申請において、偽りその他の不正の行為があった場合は、当該行為が判明した日から起算して5年以内で相当と認める期間において認可しないという決定がなされる可能性があります。
- ・認可申請に係る大学等だけでなく、同一設置者(同一法人)が設置する他の大学等において、学部等単位の入学定員に対する入学者の割合の平均(平均入学定員超過率)が一定値以上の場合は、認可されません。
- ・PR活動については、諸条件を満たした場合に限り、大学の責任において行うことは可能です。また、認可又は届出前は、学生募集及びそれに類する行為は一切行えません。
- ・設置認可され、又は届出後60日経過を経過した大学・学部等で大学入試センター試験を利用する場合は、定められた期限までに手続を行う必要があります。不明点がある場合は、文部科学省高等教育局大学入試室に確認してください。

など。

○収容定員に係る学則変更認可申請

大学の収容定員に係る学則変更認可申請における書類に関する主な事項を記載しておりますので、申請書等作成の際に適宜御参照ください。なお、以下の各項目以外にも必要な記載事項等がありますので、実際の申請に当たっては本書本文の記載を必ず御確認ください。

☒ は、内容的には重要であるが、受付時ではなく、審査において適否が判断される項目

確認事項① 提出物

- ☐ 正本
- ☐ 抜刷(1部)
- ☐ 正本と抜刷のファイルが別色になっているか
- ☐ 入学定員超過の状況

確認事項② 正本・抜刷の構成

正本 抜刷

- ☐ ☐ 表紙・背表紙
作成例に沿って作成されているか。申請日は適切か。
☐ ☐ 表紙の内容が全て盛り込まれているか。
- ☐ ☐ インデックス
☐ ☐ 項目ごとにインデックスシールが貼られているか。
☐ ☐ 目次の番号と整合しているか。
☐ ☐ 番号抜けはないか(特に抜刷。「校地校舎の図面」等がない分、番号が正本と異なる)
- ☐ ☐ ページ番号
☐ ☐ 項目ごとにページ番号が振られているか。
※「学則変更の趣旨を記載した書類」の添付資料にもページ番号が必要
- ☐ ☒ 必要書類
☐ ☒ 申請書(正本のみ)
- ☐ ☐ 目次
- ☐ ☐ 基本計画書
☐ ☐ 2校地以上の場合における校地ごとの状況(該当する場合のみ)
- ☐ ☐ 2校地以上の場合における教員勤務状況(該当する場合のみ)
- ☐ ☒ 校地校舎の図面(正本のみ)
- ☐ ☒ 学則(正本のみ)
- ☐ ☒ 意思決定書類(正本のみ)
- ☐ ☐ 学則変更の趣旨等を記載した書類
- ☐ ☐ 学生の確保の見通し等を記載した書類
- ☐ ☐ 教員名簿(学長)
- ☐ ☐ 通信方法実施方法説明書・規程(通信教育課程の場合のみ)

確認事項③ 各書類の記載内容(正本で確認)

全般

- ☐ 正本・抜刷の書類は両面印刷となっているか。

申請書

- ☐ 省令に沿って作成されているか。

基本計画書

- ☐ 「計画の区分」は適切か。(「大学の収容定員に係る学則変更」)
- ☐ 「新設学部等の概要」の欄に、全ての学部(定員変更のない学部を含む。)が記載されているか。
- ☐ 入学定員・編入学定員・収容定員の記載方法は適切か(コース等に定員を設定するのは原則不可)。
- ☐ 昼夜開講制の場合で、コース制とするものについては、それぞれの定員を設けているか。
- ☐ 収定増を行う学科の「開設時期」に誤りはないか(定員変更を行う年度・年次を記載)。
- ☐ 「同一設置者内における変更状況」は、手引きのとおり分かりやすく記載されているか。
- ☐ 「教員組織の概要」の欄は、全ての学部(定員変更のない学部を含む。)が「新設分」に記載されているか。
- ☐ 定員増加後の必要専任教員数を満たしているか。(既設学科等を含む。)
- ☐ 校舎敷地、運動場用地、その他の区分は明確になっているか(空地は、校舎敷地に算入すること)。
- ☐ 「体育館以外のスポーツ施設の概要」に「運動場」は記載されていないか。

☐ 通信教育課程を併設している場合、入学定員等を通学課程と分けて記載しているか。

校地・校舎の図面

☐ 広域図から校舎までをズームしていくような順番に添付されているか。

学則

☐ 変更事項を記載した書類は添付されているか。

☐ 変更部分の新旧対照表は添付されているか。

意思決定書類

☐ 原本証明はされているか。

☐ 複数枚にわたる場合、袋とじがされているか。

学則変更の趣旨等を記載した書類

☐ 目次はあるか。

☐ 記載すべき大項目(変更の内容、必要性、教育課程等の変更内容)が記載されているか。

☐ 添付資料にも目次、インデックスが付されているか。

学生の確保の見通し等を記載した書類

☐ 手引きで記載している全ての項目について記載されているか。

☐ 資料は添付されているか。また、目次、インデックスは付されているか。

入学定員超過の状況

☐ 定員超過率が、大学の場合学部単位、短期大学の場合学科単位での記載があるか。

☐ 定員超過率が基準を超えている学部(短期大学は学科)はないか。

【重要】 申請又は届出前に、「Ⅰ 一般的注意事項」(本書p.1～p.5)を必ずご確認ください。

(一般的注意事項の例)

・認可申請において、偽りその他の不正の行為があった場合は、当該行為が判明した日から起算して5年以内で相当と認める期間において認可しないという決定がなされる可能性があります。

・認可申請に係る大学等だけでなく、同一設置者(同一法人)が設置する他の大学等において、学部等単位の入学定員に対する入学者の割合の平均(平均入学定員超過率)が一定値以上の場合、認可されません。

・PR活動については、諸条件を満たした場合に限り、大学の責任において行うことは可能です。また、認可又は届出前は、学生募集及びそれに類する行為は一切行えません。

・設置認可され、又は届出後60日経過を経過した大学・学部等で大学入試センター試験を利用する場合は、定められた期限までに手続を行う必要があります。不明な点がある場合は、文部科学省高等教育局大学入試室に確認してください。

など。

○設置届出書類提出時におけるチェックリスト

大学等の設置届出における書類に関する主な事項を記載しておりますので、届出書等作成の際に適宜御参照ください。なお、以下の各項目以外にも必要な記載事項等がありますので、実際の届出に当たっては本書本文の記載を必ず御確認ください。

☒ は、内容的に重要であり、認可申請と同様に適切な計画の策定が求められる項目

インデックス	☐	1 項目毎に貼られているか。項目毎にページ番号がふられているか。目次の番号と整合しているか。
表紙	☐	1 作成例に沿って作成されているか。
背表紙	☐	1 表紙の内容が全て盛り込まれているか。
届出書	☐	1 作成例に沿って作成されているか。関係法令は正しいか。(※正本のみ)
	☐	2 届出日が受付期間内の日付となっているか。(※正本のみ)
提出書類	☐	1 届出書(※正本のみ)
	☐	2 目次
	☐	3 基本計画書
	☐	組織の移行表
	☐	4 設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況
	☐	5 基礎となる学部等の改編状況
	☐	教育課程等の概要(基礎となる学部等の教育課程等の概要も添付されているか。(※該当する場合のみ))
	☐	6 授業科目の概要
	☐	7 2校地以上の場合における校地ごとの状況(※該当する場合のみ)
	☐	8 2校地以上の場合における教員勤務状況(※該当する場合のみ)
	☐	9 校地校舎等の図面(広域図から校舎までをズームしていくような順番に添付されているか。)
	☐	10 学則(※正本のみ)
	☐	11 教授会規程(※正本のみ)
	☐	12 意思決定書(※正本のみ)(原本証明がなされているか。また、複数枚にわたる場合は、袋とじにされているか。)
	☐	13 設置の趣旨等を記載した書類
	☐	14 学生の確保の見通し等を記載した書類
	☐	15 教育委員会調整内容(※教職大学院のみ)
	☐	16 教員名簿(学長)
	☐	17 教員名簿(教員)
	☐	18 専任教員年齢構成・学位保有状況(別添資料として(高)教員一覧が添付されているか。(※該当する場合のみ))
	☐	19 実務家教員一覧(※臨床目的の薬学関係学部・学科又は専門職大学院のみ)
	☐	20 薬学実習概要(※臨床目的の薬学関係学部・学科のみ)
	☐	21 連携協力校等概要(※教職大学院のみ)
	☐	22 通信教育実施方法説明書・通信教育に係る規程(※通信教育課程の場合のみ)
基本計画書	☐	1 「計画の区分」は適切か。
	☐	2 大学等の英文名称が記載されているか。大学院の場合「〇〇大学大学院」と記載しその英文名称も記載されているか。
	☐	3 入学定員・収容定員の記載方法は適切か。(コースに定員を設けるのは原則不可)
	☐	4 学位は学部の場合は学科、研究科の場合は専攻、短期大学の場合は学科ごとに定められているか。
	☐	5 昼夜開講制の場合で、コース制を敷くものについては、それぞれの定員を設けているか。
	☐	6 編入学定員を設定している場合、受け入れ年度が記載されているか。
	☐	7 「同一設置者内における変更状況」は、手引きの記入例に沿って分かりやすく記載されているか。
	☐	8 「同一設置者内における変更状況」に収容定員変更について記載することで届出を省略する場合、当該収容定員変更について学則に反映されているか。
	☐	9 大学院の場合で基礎となる学部がある場合、基礎となる学部の記載が備考欄にあるか。
	☐	10 専任教員数を満たしているか。(既設学科等を含む。)
	☒	11 (完成年度の専任教員数が、開設年度の専任教員数より少なくなっていないか。)
	☐	12 校舎敷地、運動場用地、その他の区分は明確になっているか。(空地は校舎敷地に、駐車場はその他に算入すること。)
	☐	13 「体育館以外のスポーツ施設の概要」に「運動場」は記載されていないか。(当該箇所には運動場は記載しない。)
	☐	14 設置に係る校地部分に借用地がある場合、借用面積と借用期間の記載が「備考」欄に記載されているか。
	☐	15 空欄のままとなっている箇所はないか(該当がない場合は「-」又は「該当なし」と記入する)
	☐	16 「組織の移行表」は添付されており、正しく記載されているか。

- ☐ 学科等ごとの入学定員、編入学定員(編入学年次)、収容定員が記載されているか。
- ☐ (収定変更の学年進行中であっても、収容定員は完成年度の数値を記載)
- ☐ 申請学部等の設置予定年度に変更がある学科等について、変更事由の記載があるか。
- ☐ 大学、大学院、短大等ごとの合計数が記載されているか。

教育課程等の概要

- ☒ 1 (配当年次は適切に記載されているか。(体系性や順序性が考慮されているか。))
 - ☒ 2 (共通科目、専門基礎科目、専門応用科目等が体系的に整理されているか。)
 - ☒ 3 (授業科目は、必修、選択、自由の別に整理されているか。(選択必修科目は選択科目として記入すること))
 - ☒ 4 (大学としてふさわしい一般教養科目が適切に配置されているか。(資格関連科目のみとなっていないか))
 - ☒ 5 (主要な科目には、専任の教授又は准教授が配置されているか。)
 - ☒ 6 (実習系の科目には、複数の専任教員、若しくは助手が配置されているか。)
 - ☐ 7 備考欄に「集中」「オムニバス」等、特別的教育方法についての説明があるか。指定された事項以外を備考欄に記載していないか。
 - ☒ 8 (学位又は称号の名称は適切か。)
 - ☐ 9 学位又は学科の分野の表記は適切か。(「学位の種類及び分野の変更にに関する基準」参照)
 - ☐ 10 卒業要件単位は適切か。科目登録の上限を定めているか。(定めている場合、その記載はあるか)
 - ☐ 11 卒業要件及び履修方法について具体的に記載しているか。(読んで意味がわかるようになっているか。)
 - ☐ 12 2以上の校地で教育を行う場合、校地ごとの教育課程等の概要が添付されているか。
 - ☐ 13 大学院の場合、基礎となる学部等の教育課程等の概要が添付されているか。また、正しい様式か。
- (M設置の場合は基礎となる学部学科、D設置の場合は基礎となる修士課程・学部学科のもの。前記に加えて当該届出に係る学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等のうち、新設学部等の基礎となる全ての学部等のもの。)

授業科目の概要

- ☐ 1 講義等の内容の記載が統一されているか。200～250字程度を目安に記載されているか。
- ☐ 2 オムニバス方式等の場合に、当該授業科目の概要とともに、教員ごとの氏名、担当する回数及び内容が記載されているか。
- ☐ 3 オムニバスや共同実施の場合、備考に説明があるか。
- ☐ 4 大学院の研究指導科目の場合、各教員ごとの内容が記載されているか。

校地・校舎等(学部、研究科等で必須要件が異なるので要注意、各設置基準を見ながら確認すること)

- ☐ 1 都道府県内における位置関係の図面、最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面が添付されているか。
- ☐ 2 校舎、運動場等の配置図が添付されているか。専用・共用部分が示されているか。校地・校舎面積が記載され、校地面積に算入している部分が分かるように示されているか。
- ☐ 3 校舎の平面図において、部屋毎の面積が記載され、専用・共用ごとに色分けされているか。
- ☐ 4 学長室は整備されているか。
- ☐ 5 会議室は整備されているか。
- ☐ 6 事務室は整備されているか。
- ☐ 7 研究室は整備されているか。
- ☐ 8 教室(講義室、演習室、実験・実習室等)は整備されているか。
- ☐ 9 図書館は整備されおり、かつ十分なものか。
- ☐ 10 医務室は整備されているか。
- ☐ 11 学生自習室は整備されており、かつ十分なものか。
- ☐ 12 学生控室は整備されており、かつ十分なものか。
- ☐ 13 体育館は整備されているか。
- ☐ 14 通信教育課程の場合、適切な施設設備を有しているか。
- ☐ 15 校舎等を建築中若しくはこれから建築する場合、工程表が添付されているか。

意思決定書類

- ☐ 1 原本証明はされているか。
- ☐ 2 複数枚にわたる場合、袋とじにして割印が押されているか。
- ☐ 3 既設学科等の廃止又は定員変更を伴う場合、それを了承する旨の議事録があるか。

設置の趣旨等を記載した書類 → 手引きで記載されている項目について全て記載があるか

- ☐ 1 目次はあるか。目次に各項のページ数の記載はあるか。
- ☐ 2 記載すべき大項目が記載されているか。(手引きを参照)
- ☐ 3 (人材養成目的を記載しているか。)
- ☐ 4 (既存の専門学校、短期大学等との違いが明確になっているか。)
- ☐ 5 (実習計画の説明が詳細になされているか。)
- ☐ 6 看護学関係の学科等については、実習計画の追加説明が記載されているか。
- ☐ 7 実習施設一覧と実習先の受入承諾書が添付されているか。

- ☐ 8 実習先の確保の状況について、授業科目ごとの受け入れ人数が明記されているか。
- ☐ 9 時間割(担当教員・利用する教室等が記載された)等の添付があるか。
- ☐ 10 ページ番号が付されているか。
- ☐ 11 資料にも目次、インデックスが付されているか。
- ☐ 12 履修モデルが添付されているか。

学生の確保の見通し等を記載した書類

- ☐ 1 手引きで記載している全ての項目について記載されているか。
- ☐ 2 (学生確保の見通しについて、客観的な分析ができているか。)
- ☐ 3 資料は添付されているか。

教員の氏名等

- ☐ 1 教員の就任年月と科目の開講年度に齟齬はないか。
- ☐ 2 科目開設時(担当科目の配当年次)と就任年月に齟齬がないか。
- ☐ 3 旧姓等の通称名を使用している場合は、()書きで本名が併記されているか。
- ☐ 4 定年を超えて雇用する教員に「(高)」が付されているか。
- ☒ 5 (教員の年齢構成が過度に高くなっていないか。)
- ☒ 6 (学位の名称の記載は適切か。(H3.6.30まで「〇〇学士」、H3.7.1から「学士(〇〇)」))
- ☐ 7 オムニバス科目の場合、科目名の後に「※」が付されており、担当単位数が割られているか。
- ☒ 8 (担当科目数、担当単位数、年間担当コマ数は適切か。)
- ☐ 9 異動元が大学等の場合、当該大学等は完成年度を迎えているか。
- ☐ 10 就任後、別の業務に従事する場合、「現職」欄が二段書きになっているか。
- ☐ 11 教員の過当たり勤務日数は、授業日のみを記載していないか。(当該大学に専任教員として勤務する日数を記載する)
- ☒ 12 (教員の月額基本給は適切か。)

専任教員年齢構成

- ☐ 1 完成年度前に定年延長を行う教員がいる場合、その一覧が添付されているか。

通信教育説明資料

- ☐ 1 高度メディアを利用した通信教育課程の場合、本人確認の方法等に関する説明があるか。

【重 要】 申請又は届出前に、「I 一般的注意事項」(本書p.1～p.5)を必ずご確認ください。

(一般的注意事項の例)

・認可申請において、偽りその他の不正の行為があった場合は、当該行為が判明した日から起算して5年以内で相当と認める期間において認可しないという決定がなされる可能性があります。

・認可申請に係る大学等だけでなく、同一設置者(同一法人)が設置する他の大学等において、学部等単位の入学定員に対する入学者の割合の平均(平均入学定員超過率)が一定値以上の場合は、認可されません。

・PR活動については、諸条件を満たした場合に限り、大学の責任において行うことは可能です。また、認可又は届出前は、学生募集及びそれに類する行為は一切行えません。

・設置認可され、又は届出後60日経過を経過した大学・学部等で大学入試センター試験を利用する場合は、定められた期限までに手続を行う必要があります。不明な点がある場合は、文部科学省高等教育局大学入試室に確認してください。

など。

<Memo>

IV 平成27年度審査の観点

学部等 4 4

大学院 4 7

専門職大学院 5 1

教職大学院 5 5

共同教育課程 6 1

学部等の審査の観点について

学部等の審査においては、大学・短期大学の目的に応じて、下の表に掲げる審査の手順及び観点を中心に審査を行う。

審査の事項及び観点	参照条文
1. 設置の趣旨・目的 ① 設置の趣旨は、大学が担うべき法令上の目的・役割に照らして、整合性のあるものとなっているか。 ② 教育研究上の理念・目的、養成する人材像、大学・学部・学科の特色が明記され、社会に対する「約束」として広く理解される内容になっているか。 ③ 学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めているか。 ④ 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材需要の動向等社会の要請を踏まえたものであることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。 ⑤ 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。	法83, 108 設2, 3～6 短2, 3 基準告示1① 基準告示1②
2. 名称 ① 大学等の名称は、設置の趣旨・目的に照らして適切であるか。 ② 学位に付記する専攻分野の名称は、学部・学科名称等に適切に対応しているか。 ③ 英文表記は、日本語表記を適切に表したものとなっており、かつ国際的に通用性を有しているか。	設40の4 短33の4 学位規則10
3. 教育課程 3－1 入学者選抜 ○ 人材養成の目的や特色に応じて、アドミッション・ポリシーを明確にし、選抜の方法等に適切に反映しているか。また、入学者の公正かつ妥当な選抜方法・体制が定められているか。 3－2 教育課程 <u>(1) 教育課程の編成方針</u> ① 大学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程が編成されているか。また、大学の設置者が他に専門学校等を経営している場合、大学としての授業科目を自ら開設しているか。 ② 教育課程の編成に当たって、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮されているか。 <u>(2) 教育課程の編成方法</u> ○ 大学の教育上の目的に沿って、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に適切に配当しているか。 <u>(3) 授業を行う学生数</u> ○ 授業を行う学生数は、授業の方法及び施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような人数となっているか。 <u>(4) 通信教育課程</u> ○ 通信教育を行う場合、通信教育によって教育効果が得られる専攻分野であるか。 3－3 教育方法等 <u>(1) 授業の方法・単位</u> ① 講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切に行われることになっているか。授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。 ② 高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また、その場合、法令の要件に適合しているか。	法90 施行規則150-154 設2の2, 短2の2 法83 設19 短5 法83 設20 短6 設24 短10 大通2 短通2 設21, 25 短7, 11 メディア告示

(2) 授業日数・授業期間 ○ 1年間の授業期間は、試験期間等を含め、35週にわたるとともに、各授業科目は、10週又は15週にわたるものとなっているか。集中授業については、十分な教育効果が得られる授業について行うものとなっているか。 ○ 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要性に加え、同等以上の十分な教育効果をあげることができると認められるか。 (3) 単位互換・既修得単位の認定 ○ 単位互換を行う場合、他の大学において履修した授業科目について、60単位を超えない範囲（短大にあっては30単位を超えない範囲）とすることとしているか。 (4) 夜間学部・昼夜開講制 ○ 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮（教育課程、履修指導等）が適切であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制は適切であるか。 (5) 学外実習 ○ 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものとなっているか。 (6) 通信教育課程 ○ 通信教育を行う場合、指導・教育相談のための組織、情報通信技術の管理者等を配置し、丁寧な個別指導の機会の充実に配慮しているか。 3-4 卒業要件等 ① 卒業要件は、人材養成目的及び課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件を満たしているか。 ② 履修科目の登録上限（CAP制）の設定、厳格な成績評価（GPA）など、いわゆる「出口管理」に努めているか。	設22, 23 短8, 9 設28 短14 設36⑥ 短28⑥ 設19① 短5① 大通12 短通12 設2, 32 短2, 18 設25の2②, 27の2 短11の2②, 13の2
4. 教員組織 (1) 教員組織の編制 ① 教育研究組織の規模・授与する学位の種類・分野に応じ必要な教員が配置されているか。 ② 大学の教育研究上の目的に照らして、主要な授業科目に、原則として専任教員（教授又は准教授）が配置されているか。 ③ 教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮されているか。 ④ 演習、実験、実習・実技を伴う授業科目については、助手を配置するなど、指導体制が配慮されているか。 (2) 専任教員 ① 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・処遇等において、専任教員の位置付けは、明確となっているか。 ② 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。 ③ 科目等履修生等を学部等の収容定員を超えて相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。 ④ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。 ⑤ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な専任教員が備えられているか。	設7①～③, 10 短20①～③ 短20の2 設7④, 12, 31③ 短17③, 20④, 21の2 大通9③ 短通9③
5. 施設・設備等 5-1 施設・設備 ① 教育研究に必要な教室（講義室、演習室、実験・実習室）等が備えられているか。 ② 専任教員に対して研究室が備えられているか。 ③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。（電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。） ④ 教育研究上必要な種類及び数の機械、器具及び標本が備えられているか。 ⑤ 大学の教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努められているか。	設35, 36, 38, 40～40の3 短28, 29, 33～33の3

⑥ 運動場が校舎と同一の敷地内又はその隣接地にない場合は、実地にて確認する。また、その場合、学生が円滑に利用できるようになっているか。 ⑦ 運動場に係る代替措置を講じる場合、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由があると認められ、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置が講じられているか。 ⑧ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な施設・設備が備えられているか。 ⑨ 大学が他の学校等との間で施設を共用する場合、当該大学の教育研究に支障のないものとなっているか。 ⑩ サテライトキャンパスで授業を行う場合、課程の修了に必要な授業が全て本校でも受けられるようになっているか。 5-2 校地・校舎 ① 大学における校地の面積は、収容定員上の学生一人当たり10平方メートルを乗じた面積を充足しているか。 ② 校舎の面積は、設置基準上に定める基準面積を充足しているか。大学が他の学校等との間で施設を共用する場合、それぞれの学校等の基準面積を合算した面積以上の校舎を有しているか。 ③ 空地に係る代替措置を講じる場合、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由があると認められ、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置が講じられているか。	設35 短27の2 サテライト告示 設37, 37の2 短30, 31
6. その他 6-1 FD ○ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。 6-2 自己点検・評価 ① 教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について点検・評価を行い、その結果を公表する方策が講じられているか。 ② 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。 6-3 情報の公表 ① 当該大学における教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えた上で刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表しているか。 ② 教育上の目的に応じ、学生が習得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表しているか。 6-4 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制 ○ 教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組み、また、そのための体制を整えているか。 6-5 定員超過 ○ 同一学校法人が設置する大学・短大で定員超過が著しくないか。（大学は学科、短大は専攻課程単位の入学定員ベースで1.3倍以上のもの）	設25の3 短11の3 法109 法113 施行規則172-2 設42の2 短35の2 基準告示1③

※「参照条文」欄の略称について

法	・・・学校教育法（昭和22年法律第26号）
施行規則	・・・学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
設	・・・大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）
メディア告示	・・・平成13年文部科学省告示第51号
サテライト告示	・・・平成15年文部科学省告示第43号
短	・・・短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）
大通	・・・大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）
短通	・・・短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）
基準告示	・・・大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）

大学院の審査の観点について

大学院（専門職大学院を除く。）の審査においては、大学院共通の目的及び各課程の目的に応じて、下の表に掲げる審査の事項及び観点を中心に審査を行う。

審査の事項及び観点	参照条文
1. 設置の趣旨・目的 1－1 大学院の目的 （１）人材養成に係る目的の明確化等 ① 各専攻ごとに、具体的にどのような人材を養成しようとしているか、どのような知識・能力を学生に修得させるかが明確となっているか。 ② 研究科又は専攻ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めているか。 ③ 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。 ④ 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材需要の動向等社会の要請を踏まえたものであることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。 （２）大学院の課程の目的との整合性 ① 教育研究の理念は、明確となっているか。研究領域として、専攻分野と基礎的素養を涵養する関連分野を適切に設定しているか。 ② 人材養成の目的・教育研究の理念は、大学院の課程が担う法令上の目的・役割に整合しているか。 【大学院の目的】：「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」 【修士（博士前期）課程の目的】：「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」 【博士課程の目的】：「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」 （３）大学院大学 ① 学部を置くことなく大学院大学を設置することについて、教育研究上における特別の必要性があることが、具体的データ等を根拠に立証されているか。 ② 学部を置かない大学院として、大学としての機能（大学らしさ）を具体的にどのような形で担保しているか。 1－2 基本組織 ① 研究科・専攻は、大学院としてふさわしい規模内容を有しているか。 ② 学部・附置研究所等との連携を適切に図りつつ、大学院を本務とする教員の充実や独自の管理運営組織の確立に適切に配慮しているか。	院1の2 基準告示1① 基準告示1② 法99① 院3①・4①、 11② 法103 院23・24 院5～7の3
2. 名称 ① 研究科・専攻の名称は、設置の趣旨・目的に照らして適切であるか。 ② 学位に付記する専攻分野の名称は、教育課程を適切に表しているか。 ③ 英文表記は、日本語表記を適切に表したものとなり、かつ国際的に通用性を有しているか。	院22の4 学位規則10
3. 教育課程 3－1 入学選抜 ① 人材養成の目的や特色に応じて、アドミッション・ポリシーを明確とし、選抜の方法等に	院1の3 院3

適切に反映しているか。また、入学者の公正かつ妥当な選抜方法・体制が定められているか。	
② 標準修業年限の特例を設ける場合、「実務の経験を有する者」を対象とする等、必要な条件を満たしているか。（修士課程のみ）	
3－2 教育課程	
（１）学部教育・課程間の接続	
○ アドミッション・ポリシーに応じて、受入れ学生の入学前教育（学部教育又は修士課程教育）との接続を考慮した教育課程となっているか。	
（２）人材養成の目的に沿った編成	院11, 12
① 人材養成の目的の達成に必要な授業科目を開設しているか。また、大学の設置者が他に専門学校等を経営している場合、大学としての授業科目を自ら開設しているか。	
② 専攻分野に関する高度の専門的知識・能力を修得させる教育課程となっているか。	
③ 関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しているか。	
（３）大学院の課程の目的に沿った編成	法99
○ 大学院の課程の目的に応じた研究能力を修得させる教育課程となっているか。	院3①, 4①, 12
【修士（博士前期）課程の目的】：「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」	
【博士課程の目的】：「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」	
（４）履修モデル・コースワーク	院1の2, 11
① 目的とする具体的な養成人材像に対応した履修モデルが明確となっているか。	
② 人材養成目的や専攻分野の特性に応じて、学修課題を複数の授業科目を通して体系的に履修するコースワークを充実させるよう適切に配慮しているか。	
（５）通信教育課程	院26
○ 通信教育を行う場合、通信教育によって教育効果が得られる専攻分野であるか。	
3－3 教育方法等	
（１）教育プロセスの明確化	院11, 12
① 履修モデルに対応しつつ、学位授与へ至る組織的な教育（履修指導・研究指導）のプロセスは、明確になっているか。	
② 学位の円滑な授与と水準の確保の観点から、適切に教育プロセスの管理を行う仕組みとなっているか。	
（２）授業の方法・単位	設25
① 講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切に行われることになっているか。授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。	
② 高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また、その場合、法令の要件に適合しているか。	メディア告示
（３）成績評価基準等の明示等	院14の2
① 学生に対して、授業・研究指導の方法・内容、一年間の授業・研究指導の計画をあらかじめ明示することとなっているか。	
② 学修の成果・学位論文に係る評価、修了の認定に当たって、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示し、当該基準に従って適切に行う仕組みとなっているか。	
③ 成績評価の基準・方法について、研究科等全体としての基本方針を踏まえ適切に設定されているか。	

〔４〕授業日数・授業期間 ○ １年間の授業期間は、試験期間等を含め、３５週にわたるとともに、各授業科目は、１０週又は１５週にわたるものとなっているか。集中授業については、十分な教育効果が得られる授業について行うものとなっているか。 ○ １０週又は１５週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要性に加え、同等以上の十分な教育効果をあげることができると認められるか。	設22・23
〔５〕単位互換・既修得単位の認定 ① 単位互換を行う場合、他の大学院において履修した授業科目について、１０単位未満とすることとしているか。 ② 入学前の既修得単位の認定を行う場合、大学院において履修した授業科目について、１０単位未満とすることとしているか。	設28・30①③ 院15
〔６〕夜間大学院・昼夜開講制 ○ 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮（教育課程、履修指導等）が適切であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制は適切であるか。	院2の2, 14 設36⑥
〔７〕学外実習 ○ 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものとなっているか。	院11
〔８〕通信教育課程 ○ 通信教育を行う場合、指導・教育相談のための組織、情報通信技術の管理者等を配置し、丁寧な個別指導の機会の充実に配慮しているか。	院30
３－４ 社会のニーズとのマッチング ○ 人材養成目的や専攻分野の特性に応じて、社会のニーズを的確に踏まえた教育課程・方法等を取り入れる工夫をしているか。	
３－５ 修了要件等	
〔１〕修了要件 ○ 修了要件は、人材養成目的及び課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件を満たしているか。	院1の2, 3, 4, 16, 16の2, 17
〔２〕学位授与プロセスの透明性の確保 ① 学位論文審査・最終試験の方法は、明確となっているか。 ② 学位論文の内容の要旨・論文審査の結果の要旨は、広くインターネットの利用により社会に公表する仕組みとなっているか。（博士課程のみ）	学位規則5, 8 院14の2
４．教員組織	
〔１〕教員組織の編制 ① 授与する学位の種類に応じて、専攻ごとに、研究指導を担当する資格を有する教員を必要な数置いているか。特に、教員の学位保有状況には留意する。 ② 授与する学位の分野に応じて、設定した研究領域ごとに、研究指導を担当する資格を有する教員を置いているか。 【修士課程】：担当分野に関し高度の教育研究上の指導能力＋業績等 【博士課程】：担当分野に関し極めて高度の教育研究上の指導能力＋業績等 ③ 教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意しているか。 ④ 教育研究水準の維持向上・教育研究の活性化に配慮した教員の年齢構成になっているか。	設7, 12 院8, 9 告示
〔２〕専任教員 ① 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・処遇等において、専任教員の位置付けは、明確となっているか。 ② 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。	

③ 科目等履修生等を学部等の収容定員を超えて相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。 ④ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。 ⑤ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な専任教員が備えられているか。	院8⑥
5. 施設・設備等 5－1 施設・設備 ① 教育研究に必要な教室（講義室、演習室、実験・実習室）等が備えられているか。 ② 専任教員に対して研究室が備えられているか。 ③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。（電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。） ④ 教育研究上必要な種類及び数の機械、器具及び標本が備えられているか。 ⑤ 大学の教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努められているか。 ⑥ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な施設・設備が備えられているか。 ⑦ サテライトキャンパスで授業を行う場合、課程の修了に必要な授業が全て本校でも受けられるようになっているか。 5－2 校地・校舎 ○ 大学院大学の場合、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模を有する専用の校舎等の施設を有しているか。	設36①～③, 38 院19～22の3 サテライト告示 院24
6. その他 6－1 FD ○ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。 6－2 自己点検・評価 ① 教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について点検・評価を行い、その結果を公表する方策が講じられているか。 ② 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。 6－3 情報の公表 当該大学における教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えた上で刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表しているか。 ② 教育上の目的に応じ、学生が習得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表しているか。	院14の3 法109 法113 施行規則172-2

※「参照条文」欄の略称について

法	・・・学校教育法（昭和22年法律第26号）
施行規則	・・・学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
設	・・・大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）
メディア告示	・・・平成13年文部科学省告示第51号
サテライト告示	・・・平成15年文部科学省告示第43号
院	・・・大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）
告示	・・・平成11年文部省告示第175号
基準告示	・・・大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）

専門職大学院の審査の観点について

専門職大学院の審査においては、専門職学位課程の目的に応じて、下の表に掲げる審査の事項及び観点を中心に審査を行う。

審査の事項及び観点	参照条文
1. 設置の趣旨・目的 1－1 専門職大学院の設置の趣旨 ① 当該専門職大学院の設置により、理論と実務の架橋を図る教育課程等の確立を図り、国際競争場裏において産業界・実業界等で求められるプロフェッショナル集団を強固に形成する役割を果たす見通しが十分に得られることについて、具体的なデータ等を根拠に明確に立証されているか。 ② 他の学位課程や学校種との関係を踏まえ、当該専門職大学院が果たしうる役割・機能・特色などが明確に整理されているか。 ③ 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。 ④ 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材需要の動向等社会の要請を踏まえたものであることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。 1－2 専門職大学院の目的 〔1〕人材養成に係る目的の明確化 ① 当該専門職大学院において、具体的にどのような人材を養成しようとしているか。どのような知識・能力を学生に修得させるかが明確になっているか。 ② 人材養成の目的を学則等に明記し、組織的に共有する仕組みとなっているか。 ③ 教育研究の理念は、明確になっているか。研究領域として、専攻分野と基礎的素養を涵養する関連分野を適切に設定しているか。 ④ 人材養成の目的・教育研究の理念は、専門職大学院が担う法令上の目的・役割に整合しているか。 【専門職大学院の目的】：「学術の理論及び応用を教授し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」 【専門職学位課程の目的】：「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」 〔2〕大学院大学 ① 学部を置くことなく大学院大学を設置することについて、教育研究の目的・内容の上から大学院独自の教育研究を展開することが特に有益である場合など、独立大学院とすることについての教育研究上の意義が明らかとなっており、特別の必要性があることが、具体的なデータ等を根拠に明確に立証されているか。 ② 学部を置かない大学院として、世界に共通して認識される大学の本質等といった、大学としての機能（大学らしさ）を具体的にどのような形で担保しているか。 1－3 基本組織 ① 研究科・専攻は、大学院としてふさわしい規模内容を有しているか。 ② 実際に社会で活躍する職業人に更に高度な専門性、最新の知識・技術を身に付けさせるための継続的な学習の機会を提供しているか。大学院を本務とする教員の充実や独自の管理運営組織の確立に配慮しているか。	H17答申 基準告示1① 基準告示1② 法99② 院1の2 院11② 専2 法103 院23・24 院5～7の3 専5②・附則②
2. 名称 ① 研究科・専攻の名称は、設置の趣旨・目的に照らして適切であるか。 ② 学位に付記する専攻分野の名称は、教育課程を適切に表しているか。 ③ 英文表記は、日本語表記を適切に表したものとなっており、かつ国際的に通用性を有しているか。	院22の4 学位規則10
3. 教育課程 3－1 入学者選抜 ① 人材養成の目的や特色に応じて、アドミッション・ポリシーを明確にし、選抜の方法等に適切に反映しているか。また、入学者の公正かつ妥当な選抜方法・体制が定められている	院1の3

か。 ② 標準修業年限の特例を設ける場合、「実務の経験を有する者」を対象とする等、必要な条件を満たしているか。	専3
3-2 教育課程	
(1) 人材養成の目的に沿った編成	専2・6
① 人材養成の目的の達成に必要な授業科目を開設しているか。また、大学の設置者が他に専門学校等を経営している場合、大学としての授業科目を自ら開設しているか。 ② 専攻分野に関する高度の専門的知識・能力を修得させる教育課程となっているか。 ③ 関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮しているか。 ④ 教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目が開設され、体系的な教育課程が編成されているか。	
(2) 専門職学位課程の目的に沿った編成	専2・6
① 専門職学位課程の目的に応じた研究能力を修得させる教育課程となっているか。 【専門職学位課程の目的】：「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」 ② 新しい社会のニーズに応える幅広く、かつ高度の専門的教育を行うと共に、実務との融合を図る教育内容となっているか。	
(3) 履修モデル・コースワーク	専6
① 目的とする具体的な養成人材像に対応した履修モデルが明確となっているか。 ② 人材養成目的や専攻分野の特性に応じて、学修課題を複数の授業科目を通して体系的に履修するコースワークを充実させるよう配慮しているか。	
(4) 通信教育課程	院26 専9
○ 通信教育を行う場合、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野であるか。	
3-3 教育方法等	
(1) 授業を行う学生数	専7
○ 授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分あげられるような人数となっているか。	
(2) 教育プロセスの明確化	専6
① 履修モデルに対応しつつ、学位授与へ至る組織的な教育（履修指導）のプロセスは、明確になっているか。 ② 学位の円滑な授与と水準の確保の観点から、適切に教育プロセスの管理を行う仕組みとなっているか。	
(3) 授業の方法・単位	専8 メディア告示
① 講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切に行われることになっているか。さらに、専門職大学院として、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど配慮されているか。 ② 授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。 ③ 高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また、その場合、法令の要件に適合しているか。	
(4) 成績評価基準等の明示等	専10
① 学生に対して、授業・研究指導の方法・内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示することとなっているか。 ② 学修の成果に係る評価、修了の認定に当たって、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示し、当該基準に従って適切に行う仕組みとなっているか。 ③ 成績評価の基準・方法について、研究科等全体としての基本方針を踏まえ適切に設定されているか。	
(5) 授業日数・授業期間	設22・23

○ 1年間の授業期間は、試験期間等を含め、35週にわたるとともに、各授業科目は、10週又は15週にわたるものとなっているか。集中授業については、十分な教育効果が得られる授業について行うものとなっているか。 ○ 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要性に加え、同等以上の十分な教育効果をあげることができると認められるか。	
(6) 単位互換・既修得単位の認定 ① 単位互換を行う場合、他の大学院において履修した授業科目について、修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲となっているか。 ② 入学前の既修得単位の認定を行う場合、大学院において履修した授業科目について、修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲となっているか。また、この場合であって在学期間の短縮を行う場合、その内容・方法は適切なものとなっているか。	専13・14・16
(7) 夜間大学院・昼夜開講制 ○ 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮（教育課程、履修指導等）が適切であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制は適切であるか。	設36⑥ 院2の2・14
(8) 学外実習 ○ 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものとなっているか。	
(9) 通信教育課程 ○ 通信教育を行う場合、専門職大学院として十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について行われているか。また、多様なメディアを高度に利用することにより面接授業に相当する教育効果を有するものとなっているか。	専9
3-4 社会のニーズとのマッチング ○ 専門職学位課程の設置目的や人材養成の到達点及び専攻分野の特性に応じ、教育課程の編成・教育方法等の検討にあたっては、社会の要請及び産業界や学協会等のニーズを的確に踏まえた対応となっているか。 3-5 修了要件 ○ 修了要件は、人材養成目的及び専門職学位課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件を満たしているか。 3-6 修了者の進路 ○ 当該専門職大学院の修了生の進路や修了生の社会的評価などについて適切に把握し、それに基づき教育課程等を改善する取組が行われる仕組みとなっているか。	専2・6 H17答申 院1の2 専2, 15
4. 教員組織 (1) 教員組織の編制 ① 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置いているか。 ② 教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意しているか。 ③ 教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮されているか。 ④ 主要な授業科目に、原則として専任教員（教授又は准教授）が配置されているか。 ⑤ 専任教員は担当分野に関する高度の教育上の指導能力を有し、かつその他の必要な要件（①教育上又は研究上の業績、②高度の技術・技能、③特に優れた知識・経験のいずれか）を備え、必要数を充足しているか。 ⑥ 教員組織のうちおおむね3割以上がいわゆる実務家教員（5年以上の実務経験を有し、高度の実務能力を有する者）となっているか。実務家教員の配置・バランスは、教育課程の体系や当該科目の特質を踏まえたものになっているか。 ⑦ 専門職大学院の独立性の確保に鑑み、当該専門職大学院の授業のみを担当する専任教員は必要数を充足しているか。 (2) 専任教員 ① 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・処遇等において、専任教員の位置付けは、明確になっているか。	設7・10・12 専4・5 専告示1・2 設12 専4・5

② 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。 ③ 科目等履修生等を学部等の収容定員を超えて相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。 ④ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。 ⑤ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な専任教員が備えられているか。	院8⑥
5. 施設・設備等 5-1 施設・設備 ① 教育研究に必要な教室（講義室、演習室、実験・実習室）等が備えられているか。 ② 専任教員に対して研究室が備えられているか。 ③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。（電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。） ④ 教育研究上必要な種類及び数の機械、器具及び標本が備えられているか。 ⑤ 大学の教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めているか。 ⑥ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な施設・設備が備えられているか。 ⑦ サテライトキャンパスで授業を行う場合、課程の修了に必要な授業が全て本校でも受けられるようになっているか。 5-2 校地・校舎 ○ 大学院大学の場合、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模を有する専用の校舎等の施設を有しているか。	設36①～③・38 院19～22の3・ 専17 サテライト告示 院24
6. その他 6-1 FD ○ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。 6-2 自己点検・評価等 ① 教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について点検・評価を行い、その結果を公表する方策が講じられているか。 ② 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。 ③ 専門職大学院における第三者評価制度の趣旨・目的などにかんがみ、具体的な認証評価機関が存在（確実な設立見込みを含む。）することを含め、認証評価の確実な受審の見通しが担保されているか。 6-3 情報の公表 当該大学における教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えた上で刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表しているか。 ② 教育上の目的に応じ、学生が習得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表しているか。	専11 法109 法113 施行規則172-2

※「参照条文」欄の略称について

法	・・・学校教育法（昭和22年法律第26号）
施行規則	・・・学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
設	・・・大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）
メディア告示	・・・平成13年文部科学省告示第51号
サテライト告示	・・・平成15年文部科学省告示第43号
院	・・・大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）
専	・・・専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）
専告示	・・・平成15年文部科学省告示第53号
H17答申	・・・新時代の大学院教育（中央教育審議会 平成17年9月5日）

教職大学院の審査の観点について

教職大学院の審査においては、教職大学院の目的に応じて、下の表に掲げる審査の事項及び観点を中心に審査を行う。

審査の事項及び観点	参照条文
1. 設置の趣旨・目的 1－1 教職大学院の目的 ① 当該教職大学院において、具体的にどのような人材を養成しようとしているか。どのような知識・能力を学生に修得させるかが明確になっているか。 ② 研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めているか。 ③ 教育研究の理念は、明確になっているか。また、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮されているか。 ④ 人材養成の目的・教育研究の理念は、教職大学院が担う法令上の目的・役割に整合しているか。 【教職大学院の目的】 専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園（以下小学校等という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うこと 【専門職大学院の目的】 学術の理論及び応用を教授し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う 【専門職学位課程の目的】 高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う ⑤ 既設の学部段階及び修士課程との関係について、教員組織や教育課程の面で適切に棲み分けがなされているか。	法99② 院1の2 専2、26
2. 名称 ① 研究科・専攻の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものか。 ② 英文表記は、日本語表記を適切に表したものとなっており、かつ国際的に通用性を有しているか。	院22の4
3. 教育課程等 3－1 入学者選抜 ① 人材養成の目的や特色に応じて、アドミッション・ポリシーを明確にし、選抜の方法等に適切に反映しているか。また、入学者の公正かつ妥当な選抜方法・体制が定められているか。 ② 標準修業年限の特例を設ける場合、「実務の経験を有する者」を対象とする等、必要な条件を満たしているか。 3－2 教育課程 （1）人材養成の目的に沿った編成	院1の3 専26 専2、6、26

① 小学校等の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成を実現しうる教育課程となっているか。 ② 人材養成目的を達成するため、以下の点を踏まえ、必要な授業科目を自ら開設し、体系的かつバランスよく教育課程を編成しているか。 i) 教育課程の編成及び実施に関する領域、ii) 教科等の実践的な指導方法に関する領域、iii) 生徒指導及び教育相談に関する領域、iv) 学級経営及び学校経営に関する領域、v) 学校教育と教員の在り方に関する領域、のすべての領域の科目のほか、実習により行われる授業科目、その他各教職大学院において開設する科目を含め、体系的に教育課程を編成すること。 ③ 実習を教育課程の中心に置くことにより、理論と実践の往還を持続的に発展させていく教育内容となっているか。 ④ 上記②の5つの領域において共通的に開設される授業科目の単位数の合計は一定程度（最低必要修得単位数全体から実習の最低必要修得単位数を引いたもののうちの半数）以上となっているか（管理職を目指す現職教員を主な対象とする学校経営に特化したコースについては、総単位数を12単位程度に減少させることも可能）。	専告示8 施行通知 協力者会議
〔3〕履修モデル ○ 目的とする具体的な養成人材像に対応した履修モデルが明確となっているか（個別の教科内容を中心とした履修モデルになっていないか）。	専6
3-3 教育方法等	
〔1〕授業を行う学生数 ○ 授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分あげられるような適当な人数となっているか。	専7
〔2〕教育プロセスの明確化 ① 履修モデルに対応しつつ、学位授与へ至る組織的な教育（履修指導）のプロセスは、明確になっているか。	専6
〔3〕授業の方法・単位 ① 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又は併用により行われることになっているか。さらに、教職大学院として、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう、事例研究、模擬授業、授業観察・分析、ワークショップ、フィールドワーク等の適切な方法により授業を行うなど配慮されているか。 ② 授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位数を定めているか。 ③ 小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、実習により修得する単位の全部又は一部を免除する場合、当該教職経験と免除する実習との相関性を確認するための基準・判定方法等を明確に定めており、かつ、それらについて合理性があるか。また、免除する場合、「教育上有益と認めるとき」に限定されており、かつ、免除しても当該教職大学院の人材養成目的を達成できるものとなっているか。 ④ 学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修できるようになっているか。 ⑤ 教職大学院において想定されている授業方法の特性に鑑み、多様なメディアを高度に利用する方法による授業を実施する場合、具体的な実施方法等が示されているか。また、その場合、法令の要件に適合しているか。（全ての授業が通信により行われる課程は想定されない） ⑥ 現職教員学生が勤務しながら1年で修了する計画（1年コース）である場合、教育方法・履修スケジュールなどについて、学生の負担及び教育効果の観点から支障がないか。	設21 専8, 12, 29 施行通知 メディア告示

〔４〕成績評価基準等の明示等 ① 学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示することとなっているか。 ② 学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って行う仕組みとなっているか。 ③ 成績評価の基準・方法について、研究科等全体としての基本方針を踏まえ適切に設定されているか。	専10
〔５〕授業日数・授業期間 ○ １年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、３５週にわたるとともに、各授業科目の授業は、１０週又は１５週にわたる期間を単位としたものとなっているか。集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合について行うものとなっているか。	設22, 23
〔６〕単位互換・既修得単位の認定 ① 単位互換を行う場合、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、修了要件として定める単位数の２分の１を超えない範囲としているか。 ② 入学前の既修得単位の認定を行う場合、編入学、転学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位以外のものについては、他の大学院における授業科目の履修等によって修得した単位と合わせ、修了要件として定める単位数の２分の１を超えないものとしているか。また、この場合であって在学期間の短縮を行う場合、その内容・方法は人材養成の目的や特色を担保できるものとなっているか。	専13, 14, 16, 27, 28, 29, 30
〔７〕夜間大学院・昼夜開講制 ○ 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮（教育課程、履修指導等）が明確であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制等は明確であるか。	院2の2, 14
〔８〕学外実習 ① 高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る単位は１０単位以上となっているか。 ② 実習その他教育上の目的を達成するために必要な連携協力校が確保されているか（開設科目及び教育内容等に対応した学校種及び数）。 ③ 実習等の計画・指導体制・連携体制・成績評価方法等について、教育委員会等学校設置者及び各学校等と十分調整を行ったものであるか。また、当該連携は学生の進路選択を制約するものとなっていないか。 ④ 現職教員学生の現勤務校での実習を認める要件が明確になっているか。 ⑤ 現職教員学生の在籍校での実習を含む場合、当該実習の水準が明確になっているか。また、日常の勤務に埋没しない工夫・配慮が適切になされているか。 ⑥ 連携協力校以外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制等について、実習先と十分に調整を行っているか。	院36⑥ 専29, 31 施行通知
３－４ デマンド・サイドのニーズとのマッチング ○ 当該教職大学院の人材養成目的等に応じて、教育委員会、学校現場など養成した人材を受け入れる側（デマンド・サイド）のニーズを的確に踏まえた教育課程・方法等を取り入れる工夫をしているか。	専29

3-5 修了要件 ① 修了要件は、人材養成目的及び教職大学院課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件（45単位以上）を満たしているか。 ② 標準修業年限の特例を設ける場合、実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、適切な方法により教育上支障を生じないようにしているか。	専26, 29
4. 教員組織 (1) 教員組織の編制 ① 専任教員は担当する分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められ、かつ専門職大学院設置基準5条各号（①教育上又は研究上の業績、②高度の技術・技能、③特に優れた知識・経験）のいずれかに該当する教員を規定数置いているか。 ② 教員組織のうち概ね4割以上は、専攻分野におけるいわゆる実務家教員となっているか。実務家教員の配置は、教育課程の体系や当該科目の特質を踏まえたものになっているか。実務家教員の質確保に係る継続的な採用方策が検討されているか。 ③ 全体として実践的内容を意識した教育が展開されるよう、実務家教員と理論的な科目を担う教員が適切に役割分担・協同し、組織的な連携体制を確保しているか。 ④ 主要な授業科目に、原則として専任教員（教授又は准教授）が配置されているか。 ⑤ 極端に実務家教員に偏した教員組織でなく、一定以上のいわゆる研究者教員も配置させるなど、教員組織全体としてバランスがとれているか。 ⑥ 実務家教員は、小学校等の教員としての実務の経験を有する者を中心として構成されているか。 ⑦ 実務家教員は、管理職経験者のみならず、管理職の経験がなく大学の教員となった者（いわゆる「元実務家」の大学教員や学校以外の職の経験者等多様な人材の活用に配慮しているか。また、定年退職者を採用するほか、定年前に退職した者や教育委員会等との交流人事など採用方法に工夫しているか。 ⑧ 告示第2条第2項により専任教員とみなす者は、一年間につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担うものとなっているか。 ⑨ 教員組織の年齢構成について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がないものとなっているか。 ⑩ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な教員が備えられているか。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授又は准教授を少なくとも1名以上置いているか。 (2) 実務家教員 ① 実務家教員について以下のような「指導能力」を有しているか。 (1) 実務経験からくる実務の経験知・識見を単に有するのみならず、知見を理論化し一般化した上で適切に教授できる者であるか。 ※例えば、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表等、校内研修での実践発表等などの実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等から、担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有すると認められるか。 (2) 研究成果の指導や発表等に係る記録や著作等には、理論や実践の一般化に係る内容が包含	設7, 10, 12 専4, 5 専告示1, 2 施行通知 中教審（参考資料）

されているか。 ※教員等学校教育関係者以外の者の場合、学校教育関係者と同様に、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等から、担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有すると認められる者であるか。 ② 実務家教員について以下のような「実務経験」を有しているか。 I 教員等学校教育関係者の場合 (1) 学生に対し学校教育において広く見通しのとれるスクールリーダーに必要な知識・技能を修得させるための指導を行い得る、一定の幅の広さを持つ経験を有する者であるか。 ※例えば教諭の場合、標準的な勤務経験（担任サイクル、主任等の経験）を考え、概ね20年程度の経験を有するか。（他方、校長・教頭等の管理職、指導主事の経験を有する場合等、その職務の性質の相違を勘案しつつ、教諭としての経験期間よりも長く評価することにより、教職経験の年数の合計がおおむね20年程度に達していなくても実務家教員として認められる。） (2) 大学の専任教員等となっているいわゆる「元実務家」の場合、実務経験の期間と実務から離れてからの期間は、実務を離れてから5～10年以内であるか。この場合、実務を離れる前の実務経験の長さやその後の現場との関わり等を考慮する必要がある。 II 教員等学校教育関係者以外の者の場合 担当科目と実務の経験との関連が認められるか。 III 全体として、学校教育に関する実務経験者を中心として構成されているか。（必要専任教員数の3割以上は、教員等学校教育関係者であるか。）	
（３）専任教員 ① 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・処遇等において、専任教員の位置付けは、明確になっているか。 ② 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。 ③ 教職大学院の専任教員が学部教育に参画する場合、大学教育の質の確保の観点から、担当する学部教育の単位数について配慮がなされているか。 ④ 科目等履修生等を学部その他の学生以外の者を相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。 ⑤ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。	設12 専4, 5
５．施設・設備等 ５－１ 施設・設備 ① 教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室等が備えられているか。 ② 専任教員に対して研究室が備えられているか。 ③ 研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。（電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。） ④ 研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本が備えられているか。	設36①～③, 38 院19, 20, 21, 22の3, 22の4 専17

⑤ 2以上の隣接しない校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備（講義室、研究室、学生自習室、医務室、図書館等）が設けられているか。 ⑥ 大学院の教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めているか。 ⑦ サテライトキャンパスで授業を行う場合、課程の修了に必要な授業が全て本校でも受けられるようになっているか。 5－2 校地・校舎 ○ 大学院大学の場合、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有しているか。	サテライト告示 院24
6. その他 6－1 FD ○ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。 6－2 自己点検・評価 ① 教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について点検・評価を行い、その結果を公表する方策が講じられているか。 ② 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。 6－3 情報の公表 当該大学における教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えた上で刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表しているか。 ② 教育上の目的に応じ、学生が習得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表しているか。 6－4 管理運営 ○ 教育委員会や学校現場などの養成した人材を受け入れる側（デマンド・サイド）との密接な連携関係を管理運営体制の中に組み込み、学校教育の実態や社会の変化などに対応しうる機動的な管理運営システムが整っているか。	専11 法109 法113 施行規則172-2

※「参照条文」欄の略称について

法	・・・学校教育法（昭和22年法律第26号）
施行規則	・・・学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
設	・・・大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）
メディア告示	・・・平成13年文部科学省告示第51号
サテライト告示	・・・平成15年文部科学省告示第43号
院	・・・大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）
専	・・・専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）
専告示	・・・平成15年文部科学省令告示第53号
施行通知	・・・平成19年3月1日18文科高第680号（専門職大学院設置基準及び学位規則の一部を改正する省令の公布等について）
中教審（参考資料）	・平成18年7月11日『今後の教員養成・免許制度の在り方について』（答申）参考資料「1. 教職大学院における「実務家教員」の在り方について」
協力者会議	・・・平成25年10月15日『大学院段階の教員養成の改革と充実等について』（報告）

共同教育課程の審査の観点について

共同教育課程を編成する学科等（大学院における研究科・専攻を含む。以下、共同学科等という。）の審査においては、学部等、大学院、専門職大学院、教職大学院それぞれ該当する審査の観点に、下の表に掲げる審査の事項及び観点を加えて審査を行う。

審査の事項及び観点	参照条文等
1. 設置の趣旨・目的 ① 設置の趣旨に、共同教育課程を実施する教育上の必要性が明記されているか。 ② 複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用することで、教育・研究・社会貢献機能の充実・強化を一層促進する趣旨・目的となっているか。	法83, 99, 108 答申 通知
2. 名称 ① 共同学科等の名称の冒頭に「共同」が付されているか。 ② 共同教育課程を編成する大学（大学院及び短期大学を含む。以下、構成大学という。）の共同学科等の名称は、同一の名称であるか。	通知
3. 共同教育課程 3－1 共同教育課程 <u>（1）共同教育課程の編成</u> ○ 構成大学（大学院は除く）において、それぞれ主要授業科目の一部を必修科目として開設しているか。 <u>（2）大学院における研究指導体制</u> ○ 修士課程又は博士課程においては、学生が全ての共同教育課程を編成する大学院（以下、構成大学院という。）の教員から研究指導を受けることができるよう、研究指導教員については、それぞれの学生について全ての構成大学院から教員が主担当又は副担当として配置されているか。その際、主担当の教員のみならず、副担当の教員についても研究指導教員である者を充てているか。いずれにしても、共同教育課程制度の趣旨を踏まえたものとなっているか。 3－2 教育方法等 <u>（1）遠隔の大学による共同教育課程の実施</u> ○ 構成大学が遠隔地にある場合、共同教育課程の実施に当たり、学生の授業科目の履修に過度な負担を生じさせることがないよう適切に配慮されているか。 <u>（2）安定的かつ継続的な修学環境の構築</u> ○ 共同教育課程の安定的かつ継続的な実施を確保するため、構成大学の一部がやむを得ない事由により授業科目を開設できなくなった場合に、学生に対し、当該授業科目を他の構成大学が開設し提供することができるよう、あらかじめ、その方策が定められているか。 3－3 卒業要件等 <u>（1）学位審査体制等</u> ① 学位の審査は、構成大学が合同で行っているか。この場合において、学位審査委員会は、全ての構成大学の教員をもって構成されているか。 ② 共同教育課程に係る学位審査委員会の構成員となる教員は所属する大学以外の他の大学の教員を併任するか、学位規則第5条の協力者となっているか。 ③ 構成大学で協議の上、学位審査に係る規程等を共同で策定しているか。 ④ 共同教育課程を修了した者に対して行う学位の授与は、構成大学が連名で授与することになっているか。	設43① 短36① 通知 設25、短11 通知 通知 設2の2、短2の2 院1の2、 学規5, 10の2、 通知

(2) 共同教育課程に係る修了要件	設45、短38 院33、専34
○ 共同教育課程の修了要件が、それぞれの構成大学において最低限取得すべき単位数が以下のとおり設定されているか。 学科（医学・歯学除く）・・・ 31単位以上 学科（医学・歯学）・・・ 32単位以上 大学院（修士課程・博士課程）・・・ 10単位以上 専門職大学院（法科・教職除く）・・・ 10単位以上 法科大学院・教職大学院・・・ 7単位以上 短期大学（2年制）・・・ 10単位以上 短期大学（3年制）・・・ 20単位以上	
4. 教職員に関する事項 ○ 共同教育課程を編成する学科・専攻の教職員は、原則として、構成大学のうちいずれかの大学に所属しており、構成大学を設置する各法人等において教員の採用、昇任、降任、免職、懲戒等の手続が行いえる体制がそれぞれ整備されているか。	通知
5. 施設・設備等 5－1 施設・設備 ○ 共同教育課程を編成する構成大学は、共同学科の収容定員に応じた施設・設備を備えているか。それぞれの構成大学の収容定員に応じた施設・設備を備えていない構成大学がある場合、共同教育課程を編成する共同学科に係る施設・設備は、それぞれの構成大学に置かれる共同学科等を合わせて1の学部等とみなしてその種類・教員数及び学生数に応じ必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められるか。 5－2 校地・校舎 ① 共同教育課程を編成する構成大学は、共同学科の収容定員に応じ、学生一人当たり10平方メートルを乗じた校地面積を有しているか。それぞれの構成大学の収容定員に応じた校地面積を有していない構成大学がある場合、共同教育課程を編成する共同学科に係る校地面積は、それぞれの構成大学に置かれる共同学科ごとの収容定員を合計した数に学生一人当たり10平方メートルを乗じた面積を超えており、かつ、教育研究に支障がないと認められるか。 ② 共同教育課程を編成する構成大学は、共同学科の収容定員の割合に応じ、共同教育課程を編成する共同学科を合わせて1の学部とみなしてその種類に応じ別表第三イ又はロの表を適用して得られる面積を按分した校舎面積を有しているか。それぞれの構成大学の収容定員の割合に応じて按分した校舎面積を有していない構成大学がある場合、共同教育課程を編成する共同学科に係る校舎面積は、それぞれの構成大学に置かれる共同学科を合わせて一の学部とみなして別表第三イ又はロの表により算定される面積の合計を超えており、かつ、教育研究に支障がないと認められるか。	設49、短42 院34 <

② 構成大学は、共同教育課程の編成及び実施に当たって、構成大学間の調整を図るため、協議会等を設けているか。協議の円滑な実施のため、協議会等は、各大学において権限を有する者あるいは学長、理事長等から必要な権限を委ねられている者により構成されているか。協議会等において、以下のような事項が明文化されているか。 ＜審議事項（例）＞ ・各大学において開設する授業科目及びこれに係る教員の配置など共同教育課程の編成及び実施に関する基本的事項 ・大学院における研究指導教員の選定に係る事項 ・入学者選抜の方針及び実施計画に関する事項 ・学生の身分取扱い及び厚生補導に関する事項 ・共同教育課程に係る成績評価の方針に関する事項 ・学位審査委員会の設置に関する事項 ・学位の授与及び課程修了の認定に関する事項 ・共同教育課程に係る教育研究活動等の状況の評価に関する事項 ・予算に関する事項 ・その他共同教育課程の編成及び実施のために必要な事項	
--	--

※「参照条文等」欄の略称について

法	・ ・ ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）
学規	・ ・ ・ 学位規則（昭和29年文部省令第9号）
設	・ ・ ・ 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）
短	・ ・ ・ 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）
院	・ ・ ・ 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）
専	・ ・ ・ 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）
答申	・ ・ ・ 中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」
通知	・ ・ ・ 大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（20文科高第621号）

<Memo>

V 学部等の設置届出等について

学部等の届出設置について

平成27年12月
文部科学省大学設置室

＜学部等の届出制度について＞

平成14年8月の中央教育審議会答申を踏まえ、大学の自主性・自律性を尊重し、大学の教育研究水準の維持向上を図りつつ、急速な社会の変化や学問の進展に的確に対応し、大学等の主体的・機動的対応をより一層可能とする観点から、同年11月に学校教育法の一部が改正されました。

そのうちの一つとして、従前は、大学の学部、大学院の研究科等の設置廃止を行う場合、全て文部科学大臣の認可が必要であったが、平成16年度以降に開設する公私立の大学の学部、大学院の研究科等の設置に当たっては、学問分野を大きく変更しないものについて認可を要しないこととし、あらかじめ、文部科学大臣に届け出ることにより設置できることとされました。

これは、新たに学部等を設置するに当たり、当該大学が授与する学位の種類、分野の変更を伴わないものは、大学が既に有する教員やノウハウを活用することで一定の質の担保が可能であるとの考え方により、認可の例外として文部科学大臣にあらかじめ届け出ることによって設置することが可能とされています。（学校教育法第4条第2項、同法施行令第23条の2）これにより、一定の学部設置等について、大括りの分野の中での新たな展開が認可を要することなく届け出ただけで可能となるものであり、大学の個性的で多様な発展に資するものとなっています。

ただし、学部等の設置が認可事項となるか届出事項になるかにかかわらず、当該学部等が大学設置基準等の法令に適合していなければならないことは言うまでもないことであり、文部科学大臣は、設置届出があったものについて、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、届出者に対して、審議会の意見を受けて、必要な措置をとるべきことを命ずることができるとされています。（学校教育法第4条第3項）

届出後の事務処理の流れについては、別紙1を参照してください。

＜学位又は学科の分野について＞

学位又は学科の分野は、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年3月31日文部科学省告示第39号）」の別表第1又は別表第2に掲げる学位の分野のうち、当該学科等の教育内容に対応します。

学位又は学科の分野については、教育課程等に照らして適切な分野としてください。

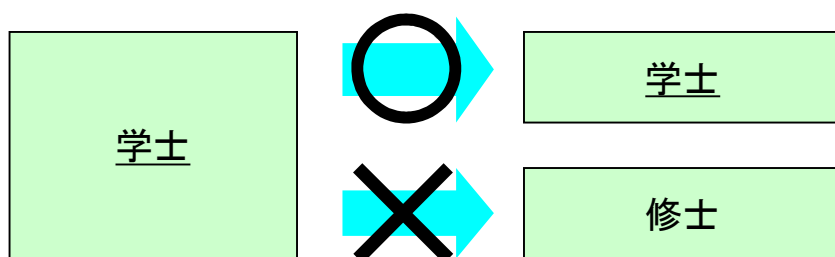
当該学科等の学位又は学科の分野について、構成分野が複数に跨る場合であっても、主となる分野が存在する場合は、他の分野の要素があっても「複合」分野とするのではなく、主となる分野の学位又は学科の分野として取り扱います。

学位の種類及び分野の変更等に関する基準（抄）

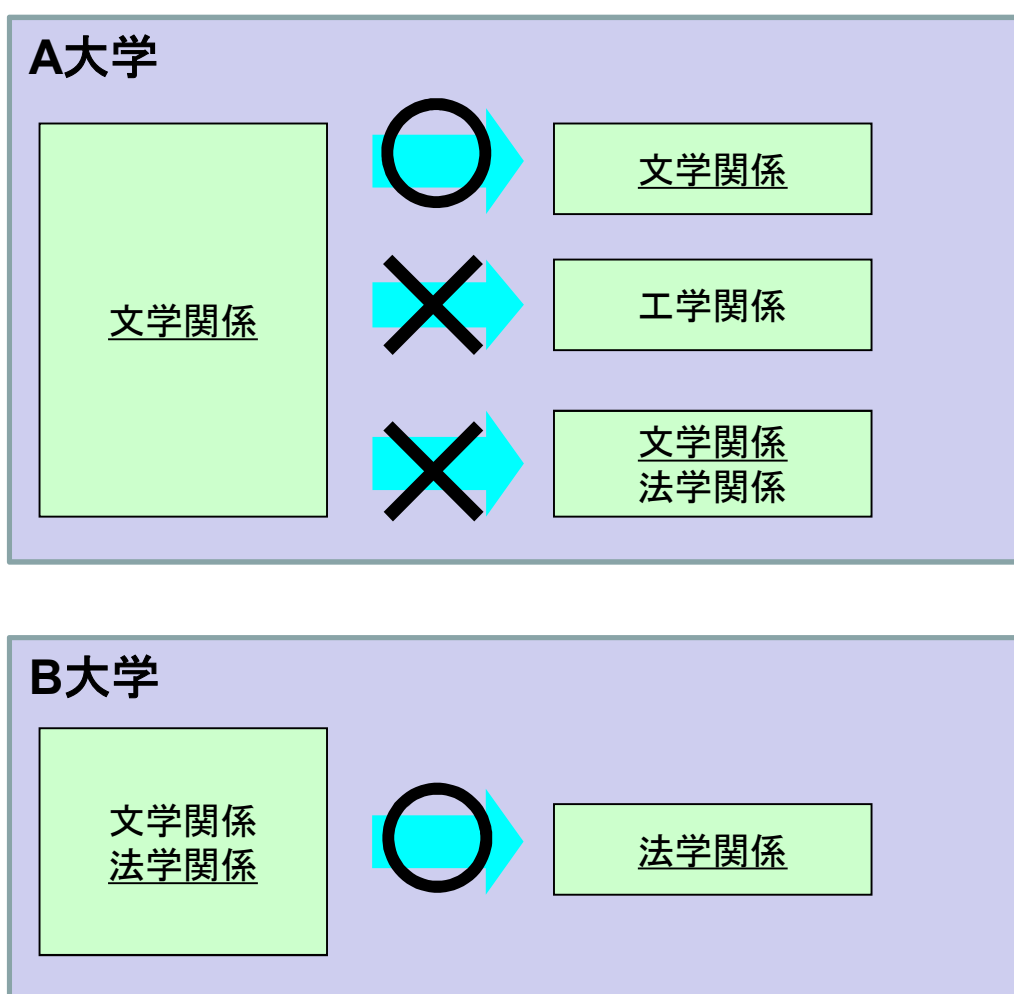
別表第一

学位の種類	学位の分野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
専門職学位（法務博士（専門職）及び教育修士（専門職）を除く。）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
専門職学位のうち法務博士（専門職）	法曹養成関係
専門職学位のうち教職修士（専門職）	教員養成関係
短期大学士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
備考 学際領域等右記の区分により難い学位の分野の判定に当たっては、既設の学部等の廃止を伴い、かつ、設置等又は開設に係る学部等の教員数（大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。）の半数以上が当該既設の学部等に所属していた教員で占められること等により、設置等又は開設の前後において、当該大学が授与する学位の分野の変更を伴わないと認められる場合に限り、第一条第一項第二号又は第二項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。	

1. 学位の種類に変更がないとは



2. 学位の分野に変更がないとは



3. 設置計画の十分な検討

学部等の設置計画は、認可や届出といった設置手続の違いに関わらず「社会に対する「約束」」です。新しい学部等を設置される場合は、教育課程、教員組織、施設・設備等の計画について、学内で十分に検討し確定した内容で届出をしてください。

4. 手続き等の留意点

Point 1 運営委員会への事前相談

既設・新設学部等の学位の分野は、人材養成目的、教育課程、教員組織の編制内容等から適切に判断してください。学位の分野の判断が困難な場合は、大学設置分科会運営委員会の事前相談で確認することができます。

(大学や学部等の名称を変更される場合は、当該案件の「学校教育法施行令第26条第1項」又は「学校教育法施行規則第2条」に係る届出の該当の適否のほか、「大学設置基準第40条の4」(大学等の名称)等に定める要件等の適否に係る専門的判断が必要であることから、名称変更を行う場合は運営委員会への事前相談を行うようにしてください。)

事前相談を希望される場合は、関係資料を以下の受付期間に大学設置室まで送付してください。
※併せて、事前相談書類を送付した旨の確認メールをお送り下さい。

(ただし、名称変更に係る事前相談については、短期大学は大学振興課短期大学係、高等専門学校は専門教育課高等専門学校係まで送付してください。)

	受付期間	結果伝達期間	受付対象となる 開設・変更年度
1	平成28年 1月25日(月) ～ 1月 29日(金)	平成28年3月17日(木)～23日(水)	平成29年度
2	平成28年 4月25日(月) ～ 5月 6日(金)	平成28年6月中旬～下旬	平成29年度
3	平成28年 6月27日(月) ～ 7月 1日(金)	平成28年8月中旬～下旬	平成29, 30年度
4	平成28年10月24日(月) ～ 10月28日(金)	平成28年12月中旬～下旬	平成29, 30年度
5	平成28年11月21日(月) ～ 11月25日(金)	平成29年1月下旬～2月上旬	平成30年度
6	平成29年 1月23日(月) ～ 1月27日(金)	平成29年3月中旬～下旬	平成30年度

※具体的な結果伝達期間については、決まり次第文部科学省のHPにおいてお知らせする予定です。

I. 「教員審査の省略」「認可又は届出」提出書類

<以下の資料を35部、左上ステープル、2穴> ※詳細は手引き(平成28年度改訂版)参照

- ①設置計画の概要
- ②基礎となる学部等の改編状況
- ③教育課程等の概要
- ④教育課程等の概要(既設)

※(既設):設置する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を
届出時に授与している既設の学部等のうち、任意の1学科等

- ⑤授業科目の概要
- ⑥教員名簿
- ⑦組織の移行表

※(別途添付及びメールにて提出)事前相談登録票

II. 「名称変更」提出書類

<以下の資料を35部、左上ステープル、2穴> ※詳細は手引き(平成28年度改訂版)参照

- ①名称変更の概要
- ②設置時からの組織の変更状況
- ③設置時からの教育課程の変更状況
- ④組織の移行表

※(別途添付及びメールにて提出)事前相談登録票

Ⅲ. 事前相談に関する留意点

○ 事前相談に諮る際には、計画を十分に検討し、確定した内容で書類を作成してください。

※事前相談の結果伝達後に、事前相談で出された計画が確定したものでなかったと思われるような変更が散見されます。事前相談時の内容が変更となった場合、事前相談結果が無効となる可能性もあることに留意し、計画を十分に検討し確定した計画にて、事前相談に諮ってください。

○ 計画の区分ごとに1件ずつ提出してください。（届出書類提出時と同様です。）

※何件もの改組を同時期に事前相談に諮り、設置届出も同時期を計画している場合であっても、計画の区分ごとに1件ずつです。

※例えば、既設のA学部にはB学科、C学科、D学科を設置しようとして事前相談に諮る場合には、「学部の学科の設置」区分が3件になるため、B学科、C学科、D学科それぞれで1件ずつと数えます。

○ 「学位又は学科の分野」と「学位の名称」は異なります。

※様式中「学位又は学科の分野」欄には、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」の別表第1又は別表第2に定める学位の分野（例：文学関係、保健衛生学関係（看護学関係）など）を記入してください。

※「学位又は学科の分野」欄に各大学が授与している「学士（●●学）」や「修士（●●学）」といった学位の名称を記入している誤記載が散見されますので留意してください。

○ 名称変更の事前相談の提出書類「設置時からの教育課程の変更状況」は、最大4時点で見やすく作成してください。

※手引きにて示されている4時点（設置時、平成24年4月、名称変更前、名称変更後）以外の時点についても、例えば昭和の設置時から複数枚にわたり作成しているような事例が見受けられました。

※変更状況については、矢印によって示す以外にも色を使ったり、番号を付したりするなど、変更状況が分かるように見やすく作成してください。A3折込式でも構いません。

○ 名称変更は、原則全ての在學生に適用されます。

※名称変更は、学部等の設置といった「組織の新設」とは異なり、名称変更前後で目的や養成する人材像、教育課程、授与する学位の分野等に変更がない（すなわち、組織自体は同一のものとして存続する）ことが前提であるためです。

※名称変更の事前相談に諮られる案件の中には、名称変更の対象年次を全学年ではなく第1年次からとして、「在學生が卒業するまでは変更前の学科が存続する」としているなど、名称変更と組織の新設を混同しているのではないかと懸念される事例が見受けられますので、制度を正しく理解し、適切に手続を行ってください。

Point 2 設置計画の確実な履行

届出による設置であっても、校地、校舎、専任教員基準等の法令を遵守することはもとより、設置計画を確実に履行しなければなりません。

届出により設置した学部等へのアフターケアについては、平成21年度より、平成18年度以降届出設置（19年度開設）された、全ての学部等を対象に実施しており、調査の結果、是正意見又は改善意見（平成25年度以前は留意事項）を付すこととなった場合には、設置認可後のアフターケア同様に公表します。

今後も同様にアフターケアにより履行状況を確認しますので、十分に御留意ください。

Point 3 情報公開

平成21年度から、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則第12条に基づき、届出による設置の場合においても、従来、公表している大学の学部等の名称や位置などの事項に加え、届出設置の際の添付資料である、「基本計画書（教育課程、教員数等を含む）」、「校地校舎等の図面」、「学則」、「設置の趣旨等を記載した書類」、「学生確保の見通し等を記載した書類」及び「教員名簿（年齢及び月額基本給を除く）」についても大学設置室のホームページで公表することとしています。各大学におかれましては、電子ファイルの提出等をお願いすることとなりますので、手続に遺漏なきようお願いいたします。

Point 4 広報活動

広報活動は計画の構想段階であっても、大学の責任において実施することは差し支えありませんが、「構想中」であることを明示することはもとより、未確定な内容や紛らわしい表現などがないよう適切に行ってください。

Point 5 学生募集活動

設置計画が法令に適合しない場合、法令に基づく措置命令を行うため、学生保護の観点から、学生募集活動は、原則として、届出後60日以降に行うようにしてください。

運営委員会の事前相談で届出による設置が可能と判断されたものは、大学の責任において届出後の学生募集を可能としています。届出された設置計画が法令に適合しない場合は、措置命令を行うことができることに留意してください。

広報活動、学生募集活動については、別紙2を参照してください。

※収容定員変更の届出は、届出を提出した日から当該入学定員で学生募集が可能です。

※学生募集活動開始後の収容定員変更は、信義誠実の原則、公正・公平な入学者選抜の観点から不適切です。収容定員を減ずる予定があるのであれば、当初から減じた定員により学生募集を行ってください。

Point 6 その他の留意点

- ① 届出設置の場合には、基本計画書（様式2号(その1)）の「同一設置者内における変更状況」欄に、学内の定員変更内容を記載することにより、収容定員変更（大学全体の収容定員が増となる場合を除く）に係る学則変更届の省略が可能です。

※認可申請による学部等の設置の場合は、別途収容定員変更の届出が必要

※届出による学部等の設置に伴い、大学全体の収容定員増の認可申請を伴う場合も当該欄に記載が必要

※収容定員変更の届出以外の手続き（学生募集停止の報告等）については、この欄に記載した場合でも別途手続きが必要

- ② 既設学部等や大学全体の専任教員基準数（人数、教授数）にも留意してください。

5. 設置届出書の受付期間

学部等を届出により設置する場合は、以下の期間内に届出を行ってください。当該届出設置が収容定員増の認可を要する場合は、3月末に収容定員増の認可申請を行うものは4月の受付期間、6月末に収容定員増の認可申請を行うものは6月の受付期間に届出を行ってください。
※併せて、届出設置書類を送付した旨の確認メールをお送りください。

受付期間				収容定員増の認可申請
1	平成28年4月22日(金)	～	4月28日(木)	3月末申請は4月に届出
2	平成28年5月25日(水)	～	5月31日(火)	
3	平成28年6月24日(金)	～	6月30日(木)	6月末申請は6月に届出
4	平成28年7月25日(月)	～	7月29日(金)	
5	平成28年9月26日(月)	～	9月30日(金)	
6	平成28年10月25日(火)	～	10月31日(月)	
7	平成28年11月24日(木)	～	11月30日(水)	
8	平成28年12月20日(火)	～	12月27日(火)	

6. 届出内容の公表

届出のあった内容が届出要件を具備しているか法令適合性等を確認し、原則として受付後60日程度で文部科学省ホームページにおいて公表します。

7. 届出設置書類作成における留意点

○ 計画の区分ごとに1件ずつ提出してください。(事前相談と同様です。)

※何件もの改組を同時期に事前相談に諮り、設置届出も同時期を計画している場合であっても、計画の区分ごとに1件ずつです。

※例えば、既設のA学部にB学科、C学科、D学科を設置しようとして事前相談に諮る場合には、「学部の学科の設置」区分が3件になるため、B学科、C学科、D学科それぞれで1件ずつと数えます。

○ 必要書類が添付されていないケース等が度々見受けられますので、チェックリストを活用してください。

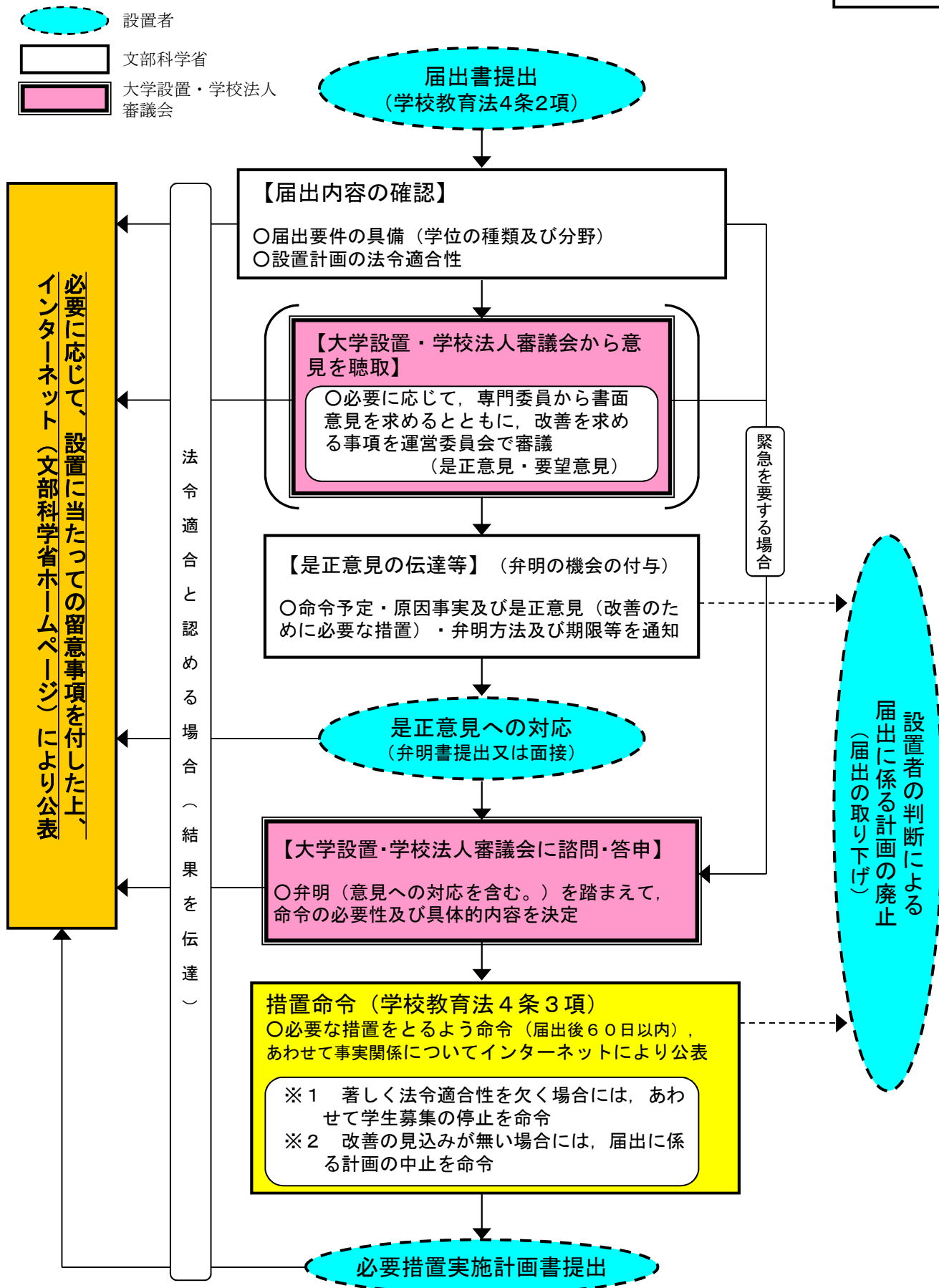
※平成28年度改訂版手引きp173に「届出設置書類提出時におけるチェックリスト」を新たに掲載しました。

※添付し忘れの多い書類としては、「組織の移行表」「基礎となる学部等の教育課程等の概要」「定年年齢を延長する教員一覧(別記様式第3号(その3)の別添資料)」等。

※誤記載の多いものとしては、「届出書」の本文や関係法令の誤記載、「教育課程等の概要」の備考欄に指示のない項目の記載、「学位又は学科の分野」欄に学位の名称を記載してしまっている等。

届出後の事務処理の流れ

別紙 1



届出により設置する学部等に係る P R 活動及び学生募集について

届出により設置する学部等に係る P R 活動及び学生募集の取扱いは、下記のとおりです。いずれも、入学希望者や社会一般に誤解を与えたり、被害を与えたりすることのないよう十分留意し、適切に実施してください。

1. P R 活動

届出で設置する学部等に係る P R 活動は、学生募集（募集要項の配付、出願受付、入学者選抜など）及びそれに類する行為（指定校推薦の調整・登録、模擬試験など）と誤解されない内容で実施してください。学生募集及びそれに類する行為は一切行えません。

2. 学生募集

以下の①、②の区分に従い、適切に実施してください。

ただし、私立大学の収容定員の増加に係る学則変更の認可申請を伴う学部等の届出設置の場合、学則変更の認可前は、学生募集及びそれに類する行為は一切行えません。

① 運営委員会の事前相談に諮り、届出設置可とされた場合

事前相談の結果、届出による学部等の設置が可能とされたものについては、届出と同時に学生募集を行うことが可能です。（ただし、届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しない場合は、届出後 60 日以内に、学校教育法第 4 条第 3 項に基づく措置命令が行われる可能性があることに留意してください。）

② 運営委員会の事前相談に諮っていない場合

事前相談に諮っていない場合、届出後に届出設置要件の具備について確認することになりますが、当該届出が届出設置の要件を満たさなかった場合に、届出後 60 日以内に学校教育法第 4 条第 3 項に基づく措置命令が行われることを考慮し、学生募集は、原則として届出後 60 日経過後（60 日以内に文部科学省ホームページで公表した場合を除く。）に行ってください。やむを得ない事由により 60 日経過前に学生募集を行う場合は、届出設置の種類に応じ、下表のとおり行ってください。

既 設		新 設 後	学生募集の取扱い
A 学部	B 学科 C 学科	A 学部 B C 学科	既設の学科（上段：B 学科、C 学科、下段：B C 学科）での学生募集は可能。ただし、志願者保護の観点から、改組計画及び計画に変更があり得ることを明確に記載した資料を添付すること。
A 学部	B C 学科	A 学部 B 学科 C 学科	
A 学部	B 学科 C 学科	A 学部 B 学科 C 学科 D 学科	既設の B 学科、C 学科の学生募集は可能。ただし、定員減を予定している場合は、減じた定員による募集を行うこと。 新設の D 学科については、届出後 60 日経過後に実施すること。
A 学部	B 学科 C 学科	A 学部 B 学科 C 学科 D 学部 E 学科 F 学科	既設の A 学部の学生募集は可能。ただし、定員減を予定している場合は、減じた定員による募集を行うこと。 新設の D 学部については、届出後 60 日経過後に実施すること。

※学生募集は、「大学入学者選抜実施要項」に従って実施してください。

※届出により設置する学部等で大学入試センター試験を利用する場合は、「大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱」に基づき、学生募集を行う前に、定められた期限までに手続を行う必要があります。なお、期限までに手続を行わなかった場合には、大学入試センター試験を利用することができませんので、十分に留意してください。

※その他不明な点は担当までお問合せください。

【担当】

文部科学省高等教育局（代表：03-5253-4111）

高等教育企画課大学設置室（内線：2048）

大学振興課大学入試室（内線：2495）

<Memo>

VI 設置計画履行状況等調査について

「設置計画履行状況等調査（ＡＣ：アフターケア）」について

I 目 的

大学の設置等の認可や届出の後において、原則として、当該学部等が「完成年度」（標準修業年限終了年度）まで、当初の設置計画の履行状況等（学生の入学状況や科目の開設状況及び教員の就任状況等）について報告を求め、当初計画が確実に履行されているか、また認可又は届出時の留意事項への対応状況などを調査し、その状況に応じて必要な指導・助言を行うことにより、設置計画の確実な履行を担保する。

II 根 拠

- ・大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（抄）
（平成18年3月3日 文部科学省令第12号）

（履行状況についての報告等）

第14条 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び履行状況の履行状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

- ・大学設置基準第53条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件（抄）（平成15年3月31日 文部科学省告示第44号）

1 （略）

2 （略）

- 3 文部科学大臣は、大学等の設置を認可した後、当該認可時における留意事項、授業科目の開設状況、教員組織の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。

（大学院 = 告示第50号（平成15年3月31日））

（短期大学 = 告示第52号（平成15年3月31日））

III 調 査

1. 対象

- ①認可又は届出により設置した、学年進行中のすべての大学及び学部等
（学則変更の届出で設置した公立の学科は含まない）
- ②完成年度を越えたもののうち、前年度に改善意見、是正意見又は警告が付された大学及び学部等
- ③私立の大学等の収容定員増加の認可申請に係る審査において、当該大学等における収容定員の充足状況が著しく不適当な状態にあるもの。

2. 「設置計画履行状況報告書」又は「改善意見等対応状況報告書」等の提出

- ・平成28年3月中旬頃、調査対象大学に対して報告書作成依頼の文書を送付。
- ・平成28年度報告書の提出締切り

○平成28年5月13日（金）

提出書類：上記①「設置計画履行状況報告書」

上記②「改善意見等対応状況報告書」

上記③「収容定員に係る学則変更を行った大学の入学状況報告書」

○平成28年8月中旬

提出書類：上記③「収容定員に係る学則変更を行った大学の履行状況報告書」

- ・提出書類，対象学部等は，発送する通知を参照してください。
- ・様式は文部科学省ホームページに掲載します。

3. 実地調査・面接調査

上記報告書に基づく書面調査の結果，大学設置・学校法人審議会大学設置分科会による実地又は面接調査を行う場合があります。（5月～8月又は10月～12月）

調査を行う必要があるとされた大学に対しては，公文書にて通知しますので，その旨の連絡を受けた場合は適宜対応願います。

4. 調査結果の公表等について

①平成27年度調査公表時期

平成28年2月上旬～中旬頃予定（参考：昨年度は平成27年2月19日（水））

②「留意事項又は改善意見等に対する改善状況等報告書」の提出

- ・提出締切：平成28年3月中旬～下旬頃予定

③平成27年度調査結果の概要

全体としては，科目開設や教員配置など設置計画が着実に履行されており，変更がある場合も，相応の理由や止むを得ない事情があったものと認められる。しかしながら，一部には，設置計画を着実に履行する必要性に対する認識不足などを背景に，履行状況が不十分な大学が見られた。特に，設置計画時に就任した教員が多数退職している，認可時の留意事項や設置計画履行状況等調査の意見に対して十分な対応がなされていないという様な，設置計画の履行という観点から，極めて不適切な事例も見られた。また，届出設置においては，大学の判断で教育課程や教員組織を整備することとなっているが，大学設置基準の趣旨の認識の不十分さや計画時の準備不足から様々な問題が生じている大学もあった。

IV AC期間中の対応事項

1. 設置計画履行状況等調査報告書等の提出

上記Ⅲ 1. 及び 2. 参照

2. 校舎等建物の面積を減じようとする場合等

対象：認可又は届出により設置した、学年進行中のすべての大学及び学部等

校舎等建物の面積を減じようとする場合及び建築計画が遅延する場合は、事前に「建築等設置計画変更書」の提出が必要。

3. やむを得ず専任教員を変更等する場合

対象：認可により設置した学年進行中のすべての大学及び学部等

AC期間中に、やむを得ず専任教員を変更等する場合（以下の①～⑤に該当する場合は、当該専任教員が授業等を開始する前（又は認可時に大学設置・学校法人審議会から指示された時期まで）に、必ず『専任教員採用等設置計画変更書（AC）』を提出し、大学設置・学校法人審議会による教員資格審査（AC教員審査）を受けることが必要（AC教員審査を経ずに授業等を担当することはできません）。なお、大学で職位の発令を既に行っている専任教員についてAC教員審査を受審する場合、大学で判断した職位と異なる職位の審査結果となる場合がありますので、御留意ください。

- ① 専任教員を新たに採用する場合
- ② 専任教員の担当授業科目を追加する場合
（オムニバス科目で、担当部分を変更又は追加する場合を含む）
- ③ 専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合
- ④ 専任教員を昇格させる場合
- ⑤ 専任教員の担当授業科目の科目名称を変更する場合（科目の内容が変わらない場合を含む）

※様式は文部科学省ホームページに掲載。

【平成28年度のAC教員審査実施予定】

平成28年度のAC教員審査は以下の年4回ですので、担当予定授業科目の開設に間に合うよう計画的に審査を受けてください。

区 分	書類提出締切	受領確認連絡期間	審査期間	結果伝達時期
第1回	3月18日（金）	4月4日（月）～4月6日（水）	4月～5月	6月上旬
第2回	6月10日（金）	6月22日（水）～6月24日（金）	7月	8月中旬
第3回	10月14日（金）	10月26日（水）～10月28日（金）	11月	12月中旬
第4回	12月9日（金）	12月20日（火）～12月22日（木）	1月	2月中旬

※上記受領確認連絡期間に、大学設置室より提出大学にメールで受領連絡をします。

受付確認連絡期間前、結果伝達時期前の問合せはお控え願います。

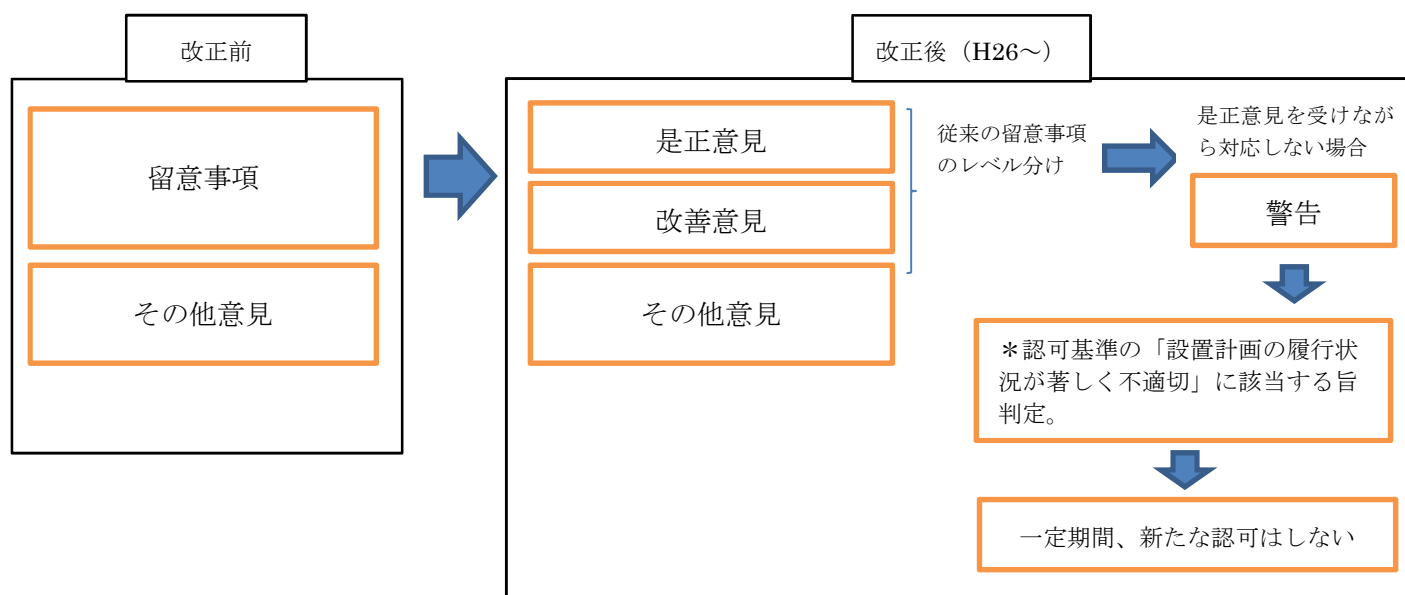
（参考）平成２６年度からの設置計画履行状況等調査の制度改正について

平成２５年度に設置計画履行状況等調査委員会及び大学設置分科会で議論し、設置計画履行状況等調査の制度改正を行いました。平成２６年度４月以降の調査から対象となっています。

「設置計画履行状況等調査委員会審査運営内規」（平成２６年２月２４日 大学設置分科会決定）

- ・ＡＣ委員会が付す意見について、「留意事項」及び「その他意見」の２区分から、「改善意見」、「是正意見」及び「その他意見」の３区分として整理し、ＡＣ委員会としての意見の意味を明確化した。また、新たに「警告」を設けて、是正意見を受けながら是正をしない場合には、認可基準の「設置計画の履行状況が不適当な状態」に該当しうることを警告し、是正を促す仕組みを設けた。（第二条）
- ・ＡＣ委員会の調査対象に認可・届出に加えて、私立の大学等の収容定員増の認可申請に係る「収容定員の充足状況が著しく不適切な状態」を対象とした。（第四条）
- ・ＡＣの対象期間を「開設年度の始まりから設置計画が完成する年度の終わりまでの期間」とし、改善意見等が付されている場合には、改善されるまでの間はＡＣ対象とした。（第四条）

○「留意事項」の変更



○意見の種類

意見の種類	定義
警告	是正意見を受けながら、その是正に向けた早急な対応がなされていないと認められる場合に、認可基準の「設置計画の履行状況が著しく不適当な状態」に該当するおそれがある旨を伝達するもの
是正意見	早急な是正が求められる場合、又は改善意見を受けたにも関わらず不履行又は対応不十分な場合、設置者にその是正に向けた早急な対応を求める意見
改善意見	<u>改善を強く求める事項</u> があり、設置者にその改善に向けた対応を求める意見
その他意見	<u>改善が望まれる事項</u> があり、これを通知する意見
留意事項	認可時に付された、設置計画の履行において留意すべき事項

<Memo>

VII 学校法人の寄附行為（変更）認可申請に あたっての留意点等

学校法人の寄附行為（変更）認可申請 にあたっての留意点等

平成27年12月21日

高等教育局私学部私学行政課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

1. 学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準の概要	1
2. 申請手続等の流れと審査スケジュール	9
3. 学校法人分科会による審査の概要	10
4. 申請書類作成上の留意点等	15
5. その他	16
参考資料	22

1. 学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準の概要

（1）審査基準のポイント

① 校地、施設及び設備

- ◇原則，申請時点で自己所有であることが必要。
- ◇ただし，一定要件を満たす場合は借用でも可。

② 標準設置経費，標準經常経費

【標準設置経費】

- ◇大学等（大学院大学を除く）の施設・設備の整備に要する経費は，「標準設置経費」以上であることが必要。
- ◇転用・共用する既存の施設・設備があれば，当該施設等の簿価分を含め「標準設置経費」以上であれば可。

【標準經常経費】

- ◇大学等（大学院大学を除く）の開設年度の經常経費は，「標準經常経費」以上であることが必要。

→H27.9.16付(27文科高第584号)において通知済み。

③ 設置経費，經常経費の財源

- ◇設置経費等の財源は，申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
- ◇財源の保有形態は，現金預金のほか国債等の有価証券で，一定の要件を満たすものでも可。
- ◇經常経費の財源のうち，学生納付金については，学生数が合理的に算定され，確実に収納される見込みがあると認められること。

④ 負債率，負債償還率

【負債率】

- ◇開設年度の前々年度末の負債率が25%以下であることが必要。

【負債償還率】

- ◇開設年度の3年前から完成年度までの各年度の負債償還率が20%以下であることが必要。

⑤ 管理運営状況等

- ◇学校等の管理運営において，適正を欠く事実がないこと等

＜参考＞寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の改正について
(H27.9.16付(27文科高第584号) 文部科学省高等教育局私学部長通知)

標準設置経費額

収容定員が400人(医学関係及び歯学関係にあっては480人)の場合 (単位:百万円)

経費の区分	学部の種類				
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係(医学関係及び歯学関係を除く)	その他	医学関係(うち附属病院分)	歯学関係(うち附属病院分)
施設の整備に要する経費	531 515	1,084 1,051	718 697	13,272 (10,595) 12,873 (10,277)	3,774 (1,977) 3,660 (1,918)
設備の整備に要する経費	36 35	721 702	142 138	6,879 (5,123) 6,699 (4,988)	1,817 (664) 1,769 (647)
合計	567 550	1,805 1,753	860 835	20,151 (15,718) 19,572 (15,265)	5,591 (2,641) 5,429 (2,565)

標準経常経費額

(単位:千円)

経費の区分	額の計算方法
人件費	8,700 6,200 教員数×8,600+職員数×6,100
人件費以外の経常経費	人件費×0.5(医学関係にあっては、人件費×0.7)

